

平成25年第3回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成25年6月17日（月曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	洞口義明	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	白田慶生		

---

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号17番 遠山利美君と18番 鷓飼静雄君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、一般質問を行います。

それでは、3番 黒田芳弘君の発言を許します。

3番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

以前は、朝早くに並んでまで競った1番が久々に回ってきました、黒田芳弘でございます。

派手な公告のおかげもあって、たくさんの傍聴者の皆様方には早朝より御苦勞さまでございます。

ここ最近、市政についてよほど問題があるのか、今回も大量13人もの通告がされたということで、皆さんの熱意をひしひしと感じながらここに立っている次第でございますが、私の周りではここ2カ月の間に大きな政治的变化がございました。ともに若手の勉強会で一緒に学び、活動してきた仲間から、4月には各務原の浅野君、そしてつい先日の6月には美濃加茂の藤井君が、28歳の全国最年少というおまけつきでそれぞれ市長に当選をいたしました。まさにあっという間の出来事で、怖いもの知らずの勢いに時代の流れを感じているところでございます。自分たちが目指すまちづくりに邁進するよう、若い力に大きな期待と健闘を祈るものでございますが、先輩市長として藤原市長には、二人への適切な御指導をお願いするものでございます。私も彼らに負けないよう、しっかりと世代の責任を果たすことを誓いながら、通告してあります3点8項目について順次ただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず1点目、市営バスのデマンド交通化について質問いたします。

市営バスにつきましては、合併時には、本巢地域では従来の自主運行バスササユリ、糸貫・真正

地域では、新たにもとバスを導入して運行してきました。当初、新市になって新しく導入したもとバスについては利用者が少なく、空気を運ぶバスなどとやゆされ、市民からの批判も多くありました。その後、パブリックコメントの実施や地域公共交通活性化協議会などで検討がされ、改善を重ね、現在に至っております。以前よりは乗車数がふえたとはいえ、いまだに利用者が多いとは言えない状況で、特に時間帯による利用者の多少が目立ち、大きなバスに誰も乗車していない姿を見て、市民からは無駄を指摘してくる声が今も届けられております。

また、根尾地域では、回ってもらいたい集落があっても、大きなバスが道を通れないとの理由で来てもらえないので、道を広くするかバスを小さくするかして何とか足腰の弱った私たちが乗れるようにしてほしいという声も伺っております。学生や、これからさらに進行する高齢化社会の交通弱者への利便性を考えた市民の目線、利用者の視点で捉えた新しい公共交通システムへの転換が必要と思います。

そこで、まず1項目めでございますが、現在運行されています市営バス事業の利用実態をどのように把握し、捉えているのかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

おはようございます。

まず、今御質問ございました市営バス事業の利用実態をどのように把握し、捉えているかという御質問でございます。

市営バスの利用者数につきましては、受託事業者の、市営バスの運転手ですね、それぞれ各便、各バス停ごとに乗降人数を記録していただきまして、毎月報告を受けているところでございます。

また、毎年利用者を対象といたしましたアンケート調査を実施しておりまして、利用者の属性、それから利用状況、それから現在の運行体系について御意見等もお聞きしているところでございます。

この24年度に実施しましたアンケート調査の結果を見ますと、60歳以上の御高齢の利用者が約9割を占めております。また、主な利用目的といたしましては、買い物とか通院ということで御利用いただいているということでございます。

こうしたことから、この市営バス事業につきましては、自動車中心社会におけます自動車運転免許証を持たれない高齢者の方などの移動手段ということで、重要な役割を果たしているものと捉えているところでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

再質問は2点お願いしますが、今言われた利用者対象アンケート、これだけですと、利用者自身の利便性の向上というのは図れると思いますが、今使っていない人の利用拡大にはつながらないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

それからもう1点は、今説明いただきましたが、もっと詳しいこと、例えば利用者の地域別とか年代別、男女別、そして乗車場所の乗降者数ですとか、曜日はいつが多いとか、月の中ではこの日が一番多いとか、もっと言うなら1年の中ではこの日が一番多いとか、詳細な実態についてはどのようなになっているのか、お尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

まず1点目でございますが、現在行っております、先ほども引用いたしましたアンケート調査の結果ですが、これは御説明申し上げました利用者、バスに乗っていただいている方を対象に実施している調査ということでございます。これは、この後の御質問にも関係してくるかと思いますが、今後どのように対応するかということでございますが、今年度、この公共交通活性化協議会で、利用者だけでなく、使っておみえにならない市民の方も対象に1つアンケートを実施する予定を今年度しております。

それから、調査の内容でございます。詳細なということでございますが、今やっておりますのは、先ほども言いました年齢とか性別、年齢も大きく何歳から何歳という枠の中でやっておりますので、また職業といったところも今やっておりますが、今御指摘ございましたような詳細な調査につきましては、これも毎年度やっておりますので、その中でもうちょっとアンケートの内容を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、説明いただきましたが、調査はしているので、それが把握ができていないということかと思いますが、後ほど説明いたします安曇野市では、先ほど述べた項目など詳しく調査を把握しております。例えば、男女比では2対8とか、月の中では年金受給日が一番多い、また1年を通してはクリスマスに利用者数が最大を記録するという事など、実に細かい把握ができておるわけでありまして、こういった細かい調査をして把握をいたしませんと、幾ら今の状態で協議会で検討をしても、実態に合った改善は結局できないというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

今、具体的におっしゃいました安曇野市の引用でございますが、クリスマスですとか年金の支給日、ここまで具体的にどうかというのは今ちょっと御答弁申し上げかねますが、できるだけ利用者の実態をさらに具体的に詳しく把握できるように、アンケート内容を検討したいというふうに思います。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

2 項目めに移ります。

今、利用検証から、今後はどのような改善策を考えているのかお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

2 点目でございますが、現在のバス事業をどのように検証し、改善策を考えているかということでございます。

現在のこのバス事業につきましては、平成21年度より、本巢市地域公共交通総合連携計画というものを策定いたしまして、これに基づきまして利用状況や利用実態を検証しながら、段階的に改善を行ってきたところでございます。

これまで、先ほども申し上げました毎年利用者を対象としたアンケート調査、利用者の方々の御意見・御要望を把握するとともに、また自治会等地域からの要望・御意見につきましても、あわせて本巢市地域公共交通活性化協議会において協議をいただいているところでございます。そうして改善を図ってきているというところでございます。

今年度につきましては、先ほどもちょっと触れましたが、潜在利用者、利用者だけじゃなしに、利用してみえない方も対象にアンケート実施をする予定としているところでございます。

いずれにいたしましても、現在、御利用いただいている方には今後も安心して御利用していただけるよう、また新たな市民ニーズ、こういった改善策に関しましては、この公共交通活性化協議会において検討していきたいというふうに考えております。以上です。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

今、私は今の検討の中で、具体的にどんな改善点があるのかということを知りたいんですが、私がこの質問で一番言いたいのは、徹底的な調査をしない限りは利用者ニーズを確実に捉えることは不可能で、当然利用したい人が望む改善もできないということでもあります。新年度の、今言わ

れた調査方法に期待をいたしますが、詳しい調査を実施して、実際に利用する市民、利用したい住民の意向要望を丁寧に拾い出し、それに基づく運行方法へ改善することが利用拡大につながるわけでございます。今は、そういった視点まで届いていないのではないかとこのことを御指摘をいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

3つ目に移りますが、ここで先ほど視察研修してきました安曇野市の新交通システムについて紹介をさせていただきます。ちなみに、この取り組みはNHKの特番でも取り上げられ、視察も今までに100を超えたという担当者の説明でございました。

それでは、資料1-1から見ていただきながら説明させていただきます。

ここ安曇野市では、本市と同じように平成の大合併により、17年10月に3町2村が合併して市となり、現在人口が約9万9,300人と松本市のベッドタウンとして、田園地帯が広がる中山間地でありながら、この時代に合併時より約3,000人も人口がふえているという特徴的なまちで、面積は東西が約26キロ、南北が20.6キロの規模であります。

新交通システムについての経緯は、ここではごく一部を除いて民間路線バスが廃止されており、旧町村ごとに独自の交通施策を行ってきたが、連携がとれていなかったり、利用者が低迷するなどの実態がありました。新市として、合併の目的である効率的な行政運営を行う上で、地域間の交流や連携を推進し、新たな公共交通システムの確立が合併前からの重要かつ早急に解決すべき課題となっております。

そこで、合併翌年の18年7月、国交省の公共交通活性化総合プログラム事業により検討会を開始、詳細な調査やワークショップを繰り返しながら検討会を重ね、19年9月に「あづみん」の愛称で14台の乗り合いタクシー中心の運行を開始いたしました。その後、協議会の設立とともに、連携計画を作成し、20年度から再生総合事業を導入し、3年間の予定で実証運行や調査検討を行いました。

検討時の特徴といたしましては、次の徹底的な調査による実態把握が上げられます。アンケート調査とワークショップにより、利用する市民、住民の目線に立つこと。既存交通の利用状況を十分に調査すること。地域団体、バス、タクシー会社など、交通事業者を交えた協議会で検討し、地域の声を反映させること。観光客にも着目し、アンケートと交通実態を調査すること。つまりは、住民がどう利用したいのか、どのように運行したら利用するかについて徹底的に取り組んだことであります。

資料の1-2開始前の交通体系がございしますが、このように以前は合併前の旧態でばらばらに行われておりました。

その下に、検討当初に実施したアンケートがございしますが、これの特徴的なことは、乗らないであろう対象者は除き、利用するであろう対象の65歳以上と高校生のいる全世帯に向けたアンケート方法であります。

資料1-3には、このデマンド交通の運行エリアがあります。

豊科、穂高、三郷、堀金、明科の合併前の5地域を運行エリアとし、市役所の本庁や大きな病院、企業などの大型商業施設を収容し、人が集まる豊科を共通乗り合いエリアとして運行体系をとって

おります。

資料1 - 4の左側には、運行案内がございます。

料金は大人300円、小学生及び障害者は100円、未就学児は無料で、それぞれ回数券もあります。

利用方法につきましては、まず事前に利用登録をしておきます。これにつきましては、市外者でも可能ということであります。利用の30分前に電話予約し、これを受け付けセンターで対応いたします。この受け付けセンターでは、地図画面をパソコンで見ながら、常時七、八名で対応しており、ここで働く十数名は全て地元の主婦で、雇用拡大にもつながっております。時間に合わせ配車し、迎えに行きます。目的地や利用者宅へ移動中も、常に受け付けセンターと運転手が連絡をとりながら運行をしております。

目的地に着くと料金を払い、下車します。また帰りも同じ要領で帰ることになります。

資料の右側には、完成しました総合的な新交通システムがございます。ここでは、定時・定路線は6時35分から8時まで、ここでは主に通勤・通学者が対象です。デマンド交通は8時から17時、これは主に昼間家にいる高齢者や主婦が対象、17時30分から19時30分には定時・定路線が復活をいたします。対象者はこの時間帯に帰宅する通勤・通学者です。そして、最後にナイトラインとして17時28分から21時までデマンド交通が運行いたします。ここでは定時に帰宅できない通勤・通学者が対象であります。

この新交通システムは、徹底的なアンケートと詳細な調査により、利用する人と利用する経路を把握し、その時間、その場所だけを運行するという実に無駄のない、かつ市民にとって非常に利便性の高いものが完成されました。こうすれば、人が乗っていないバスが走るということは必然的になくなるわけであります。

続いて、資料の1 - 5を見ていただきます。

これは、検討時における財政シミュレーションがありますが、ここでは、これまでの予算内での運行で利便性を高めるといふ、さらなる財政支出をさせない取り決めをいたしました。これは、お金をかければ自由度が増し、住民サービスとしては向上いたしますが、逆にそれは無駄が生じることの裏返しでもあります。そして、特筆すべきはその利用状況にあります。旧体制で行われていた18年度の利用者が4万8,500人であったのに対し、24年度では9万1,600人と約2倍の利用者増となったことでもあります。年間同じ7,100万円の費用で利用者が倍になったこと、これこそが住民サービスの向上であり、市長が常に言われる最少の経費で最大の効果が、まさにここでは発揮されていることとなります。より利便性が高く、利用される市営バスとなるよう、このデマンド交通を取り入れた安曇野式交通システムの検討をお願いしたいと思います。答弁を願います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、デマンド交通を核とした安曇野式新交通システムの検討についてお答えいたします。

本巢市におけますデマンド交通ということでございますが、これは実は平成20年、21年にタクシーを活用したデマンド運行ということで検討した経緯がございます。当時、根尾地域では説明会も少しさせていただきましたが、このときは電話による予約が煩わしいといった市民の御意見が多くありました。また、南部地域におきましては、この地域内にタクシーの営業所がなく、実施が難しく、実証実験にまでは至らなかったという経緯がございます。

議員から今御紹介のありました安曇野式の新交通システムでございますが、これは私も議員から資料をいただきましたので読ませていただきました。これは研修の事例も非常に多いことで、成功事例として取り上げられておりますが、この安曇野式につきましては、医療機関や商業施設がまとまって存在しているという地域固有の事情を考えたときに、運行の目的や利用対象者を明確にして、その目的を効率的に実現させるための工夫が取り込まれているということで、住民の方の御理解を得ることができたためであろうというふうに考えております。

御提案いただきました本巢市でのデマンド交通につきましては、現在行っております市営バス、それから樽見鉄道、それから路線バス、それとタクシーといった既存の公共交通体系をもう一遍全体で捉え直しまして、今後の公共交通のあり方を考える中で、市民の皆さんの御意見を聞きながら、地域公共交通活性化協議会において検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

再質問いたしますが、積極的に検討を進めたいという言葉は信じたいと思いますが、今答弁の中で、広く市民の声を聞きたいと申しておりましたが、先ほども答弁にあったように、現在の利用者の9割が60歳以上ということでありまして、これは安曇野市でも70歳以上が63%というように、特に通勤・通学を除いた昼間の利用者はほとんどが高齢者なわけでありまして、公共交通の中でも、この市営バスについては、まずそこに視点を置いていただきたいと思っております。デマンドを導入した安曇野市では、高齢者の運転免許証返納が急増しております。これが何を意味するのか、私が今回このデマンド交通をなるほどと思った理由の一つに、高齢者の視点に立っての交通を考えたことであります。

本市においても、今後高齢化がますます進みます。それは根尾、外山の北部地域においては、さらにその傾向は高いものがあります。市営バスを見た場合、決められたコースがあって、そこにバス停があるわけでございますが、足腰の弱った高齢者が自宅からバス停にまで向かう姿を想像すると、そこまで自力で行けない方は、使いたいけど使えないという現状を誰もが想像できるわけがあります。だから、私は自宅前まで行けるデマンドを検討してくださいと言っているわけでありまして、

さらに私が思う理想の形としては、ワゴン車に介添えする人が乗車をして、乗りおりの際、手をつないであげる、荷物を持ってあげる、そんな高齢化社会に適した、人に優しい、思いやりのある施策を視野に入れて進めるべきと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

議員のおっしゃられることを要約しますと、多分高齢者の方を対象にして、それからアンケートを実施するにしても、そういったところの御意見をということをおっしゃってみえると思います。特に当初に触れられました「あつて乗る人、あつても乗らない人」のすみ分けをどうするか、この辺もアンケートの中で、対象者をどう絞り込むかといった考え方でその辺は整理ができるかと思えます。

それともう1点、安曇野式で特に特徴ということで今おっしゃってみえました玄関方式というんですか、玄関に近いところでバスがとまるという方式ですが、今までどちらかというところと停留所方式という形でのデマンドが多く進められてきておりました。こういった点も含めまして、アンケートの内容、それから対象者、こういった内容と、それからどういう形で実施するかについて、先ほども申しました地域公共交通活性化協議会、こういったところで諮りながら進めていきたいというふうに思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

ちょっと忘れておまして、最後の資料の1 - 6を見ていただきますが、これはこの新交通システムの構築を担当された樋口さんが言われる7つの重要なポイントであります。

今回、私がこの研修で感じたことは、この事業に最初からかかわり、短期間で成功に導いた担当者の熱意であります。この樋口さんから余談で聞きましたが、どんな事業に当たっても、成功に当たっては議員をねじ伏せる力量がある職員がいるか、もし失敗したら責任をとるだけの覚悟があるかに尽きる。難しい施策を成功させた事例には、必ずそんな職員がいるということを私に話してくれたわけであります。

最後に市長をお願いをいたしますが、本市のバス事業は、利用したい人が本当に利用できる、そんな住民サービスとなるよう、ぜひこのデマンド交通の研修に職員を派遣して、学ぶ機会を与えてほしいということ。そして、本市においても、こうした気概のある職員が思う存分活躍できる職場環境であってほしいということを願ひまして、この質問は終わります。

続きまして、2番目の里山の整備と活用の推進について質問いたします。

里地・里山とは幾世代にもわたり人々が自然に働きかけ、持続可能な農林業の営みが行われてきた一番近くにある自然空間であります。ここでは、人々の営みにより多様な自然環境が形成され、生物多様性に富んだ空間が維持されてきました。

また、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地帯であり、最近では、毎日をお仕事や時

間に追われる忙しい生活からスローライフや口ハスといった余裕を持って人生をゆっくり楽しもうという生活スタイルに関心が集まり、交通アクセスも良好になったことから、都市部の人たちが安らぎや癒やしを求める場所として、この里山での交流や過ごし方がテレビや雑誌などで多く取り上げられています。

しかし、里山の現状を見ると、戦後の高度成長の中、エネルギー政策の転換など、近代化による人口構造や生活様式の大きな変化と過疎化や高齢化などにより人為の働きかけが減少し、景観の荒廃や里山特有の動植物の衰退など、生物多様性の劣化が進行しております。さらに、人が入らなくなったことで野生動物との距離が近くなり、猿、イノシシ、鹿、熊などによる農業被害や人への危害、自動車との衝突事故など人的被害も拡大しており、その対策が急務となっております。

そこで、まず1項目めでございますが、本市は沿道の修景を兼ねた森林間伐業務として沿道森林修景整備事業を行っております。これは主に国道157号線沿いで実施をされておりました、ここ最近、佐原、神海地区などで今まで生い茂っていた草木の伐採と人工林の間伐を行い、すかっと本当に見違えるくらいきれいになりました。これは通行する者や観光客に対しての交通対策や修景効果だけでなく、林の中まで見通しがよくなったことで動物の隠れ場所がなくなったためか、今まで私が通るたびに出てきました鹿をこの場所に限っては見かけることが少なくなった実感がございます。これは費用対効果からしても、実に価値のある事業だと私は感じております。予算の都合、カットも察しますが、これにつきましてはまだまだ必要な箇所がたくさんございます。この事業の拡大と他の路線についても、同様に事業化で早期の効果発揮を図ってはどうかと思いますが、答弁を願います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を林政部長に求めます。

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

沿道森林修景整備の事業拡大を推進し、早期の効果発揮を図る考えはとの御質問にお答えします。

沿道森林修景整備事業は、平成22年度から本巣地域の国道157号沿いの景観を害している未整備森林、通行の妨げとなっております森林、日照の妨げとなっております森林などを対象としまして、自治会の協力によりまして地権者の同意を得ました森林について、間伐・除伐・枝打ちなどの森林整備を実施する事業で、平成24年度からは本巣地域と根尾地域のそれぞれの地域で実施しております。

今後におきましても、自治会の協力を得まして、沿道森林修景整備の早期に整備促進できますよう努めてまいりたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

次に移ります。

ここで、里山と人の新たななかかわりを目指した京都府南丹市美山町の由良川の里山構想について少し触れたいと思います。

美山町といえば、カヤぶきの里として広く知られる町ですが、ここでもこれまで継ぎ出してきた里山文化が過疎化と高齢化が進み、里山環境の維持が難しく、里山文化そのものが忘れ去られつつある中、里山に光を当て、里山と人との新たななかかわり方を地域で実践する取り組みであります。

まず、資料2 - 1にある里山の現状と課題として、次の9項目を上げております。

次に、資料2 - 2では課題の解決に当たる取り組みとして、この6点を基本方向としております。

次の資料3には、由良川里山センターを拠点とした里山の活用イメージ図がありますが、通常で言う里山とは、農地から山林に至るまでのエリアを指しますが、ここで言う里山とは、人里で暮らす人々の生活の場、生産の場ともされる広がりを持った地域のことを指し、山だけではなく、川、田畑、草地、ため池、水路、集落を含めた区域全体を呼びます。この取り組みを行うことによって、里山環境の保全を推進するとともに、新たな価値を見出し、農林業から観光に至る新たな産業を興し、地域活性化につなぐというものであります。

また、今回この里山について調べていたところ、本市域においても2つの取り組み事例がございました。1つは、林野庁のホームページにありましたコボ山活動プロジェクトで、外山小学校の裏にあるコボ山での活動を総合学習に位置づけ、本巢林研クラブと連携して山の整備や森林・林業教育を行っております。もう1つは、岐阜県が取り組む岐阜の里づくりの中での里山の利用事例で、本巢市外山の人工林の間伐であいたスペースを使用したキノコ栽培であります。

ただいま紹介した事例のように、里山とその整備と活用については、さまざまな取り組み方や活用方法があります。このような里山の整備と活用について、行政の考えを伺いたしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

里山の整備と活用の推進についてでございますが、里山の定義は、岐阜県の里山整備の進め方におきまして、集落、農地の周辺にあり、農業や生活に利用されてきた、または利用されている森林のことであるとされております。里山を保全整備することは、地域特有の生物の生息環境管理、良好な地域景観の創出及び地域の生活文化等の伝承の観点からも公益性が高く、農地の保全や野生鳥獣を防御するためにも重要であると考えられております。

しかし里山地域では、過疎、高齢化や人口の減少、産業構造の変化などにより、手入れの行き届かない里山が増加し、大木が生い茂る奥山と里山の区別がつかなくなっておりまして、本来は奥深い森林に生息する熊までが、時折里山に出てくるようになったと考えられております。

このことから、産業建設部が所管いたします農地保全及び獣害の被害の軽減を図る事業により、

里山の整備と保全を図っていきたいと考えています。都市間交流による地域の活性化等につきましては、文殊の森、舟木山の遊歩道、道の駅等で促進を図っているところですが、里山を舞台とした交流につきましては、既存の施設を利用して推進できる事業や里山で生産された農産物等を道の駅などで販売することで、里山の活用を促進していきたいと考えております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

本市ではこういった里山に対する取り組みというのは具体的にありませんので、所管の問題はあろうかと思いますが、先ほど部長が言われた今の産建で行っている農地保全とか獣害対策、そういったことをやることによって里山を整備するんじゃなくて、私の考えは、里山を整備することによって農地の保全をしたり、獣害対策にもつなげたいという思いでありますので、この点につきましては御理解をいただきたいと思います。

次に移ります。

ただいま里山の整備と活用に関する行政の考え方というものは伺えましたが、これを広大な本市に当てはめると、地域によってその性質は少し異なってくるように思います。先ほど言われた糸貫や本巢南部の舟木山、文殊の森などでは、既存の施設を活用し、進展させた観光的要素の強い施策。そして、根尾、外山といった北部地域では、里山文化や自然環境の保全と獣害対策につなげる施策といったように同じ里山でも、その整備と活用の方法についてはニーズに合った進め方が必要かと思えます。

そこで、資料 2 - 4 を見ていただきますが、これは先ほどの由良川の取り組みにおける実現に向けた役割分担でございます。構想の実現には、地域住民だけの実行では困難であり、地域住民から団体企業、行政に至るまで、それぞれが役割を分担し取り組みを推進する必要があります。この里山の整備と活用に当たっては、計画作成と実行に際して、多様な主体の整備を行い、実行の中心的存在となるコーディネーターがどうしても必要で、その重要な資質は調整能力であります。特に地権者との調整は里山の保全、再生活動にとって極めて重要であり、行政の積極的リードを期待いたしますが、この点について御答弁を願います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

里山の整備の計画と実行の調整というような御質問でございますが、その保全や整備の必要性については先ほど申し上げましたとおりでございますが、地域の実情に沿ったものでなければ意味をなさないというふうに考えております。そういう点から多様な調整が必要であり、それが課題であ

るとも考えております。

現在、地域住民が主体となって行われたり、計画されている事業は外山地域まちづくり委員会が行う事業で、わら細工講習会や外山地域ウォーキング大会、文殊の山の会が計画する文殊山周回コースの開発や、歴史・史跡・自然及び産業をトータルで紹介する事業、舟木山周辺の古墳調査に伴う根尾散策道の再整備及び農地・水保全管理事業によります舟木山の樹木の伐採等も行われているところでございます。

また今後、地域住民が主体となって推し進められます事業におきましては、市として側面的にサポートしてまいりますとともに、関係自治会長会、あるいは市の農業委員会、本巣市鳥獣被害防止対策協議会、農事改良組合長会など、会合の機会を通じて里山の保全や整備の必要性をその都度地域の住民の方を交えた中で呼びかけてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 3 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3 番（黒田芳弘君）

これからまた所管の問題とかも必要かと思いますが、今言われたように進めていただきたいと思いますが、先ほどの里山活用のイメージ図を見てみますと、今部長が言われたような既存の施設や取り組みだとか、地域の活動なんかこの図にぱっぱと当てはまるのが幾つかあるわけでありませぬ。そうしますと、やはりこの事業につきましては決してゼロからのスタートではありませんので、この地域では比較的進めやすい事業かなというふうに私は思っております。

先ほど言われました里山の保全整備の必要性を地域住民に呼びかける、これがまずはスタートでございますので、まずはこれを積極的に行っていただきたい。そしてまた、事業やその取り組みが形となったときには、その計画や実行に当たっては、やっぱり調整力という部分では行政にしっかりとリードをしていただくということをお願いいたしまして、この質問は終わりたいと思います。

最後 3 点目、地域振興基金の今後について御質問いたします。

地域振興基金につきましては皆さん御承知のとおり、旧根尾村の時代に過疎が進行することでさまざまな問題が出てくる根尾地域の将来を案じ、合併を見据え、南部地域との格差を是正し、地域の振興に充てるため不均一課税とし、固定資産税を0.3%上乗せ調整しつくった財源でございます。この根尾特有の財源を充て、さまざまな充当事業を行ってきました。この地域振興基金事業の充当期間は、計画では合併10年間で最終年度を迎えております。

しかしながら、本年度予算では約8,000万円の事業規模であり、来年度以降、約1億2,000万円が残ることになります。根尾地域では、自分たちがつくったこの財源で、合併してから手厚い事業でその恩恵を受けてきたわけでありましたが、いよいよ間際ともなると不安な声が出てきます。過疎進行と並行して、その対策となるような事業にも充ててきましたが、過疎がさらに進行し、まだまだアベノミクス効果も全く見られないこの地域では、この先の将来について、特に子育て世代の若い人に不安が広がっております。

この地域振興基金そのものについての考え方やそのあり方について、市長の考えを伺います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、地域振興基金の今後につきまして、私の考えはどうだという御質問でございますので、お答えを申し上げたいと思います。

ちょっと経緯を少し御説明申し上げたいと思いますが、根尾地域におきましては、旧根尾村でございました平成7年度から町村合併前の平成15年度まで、さらには合併時の調整によりまして平成20年度までの5年間につきまして、先ほど議員御指摘もございましたように、他の地域と違って固定資産税の標準税率の1.4に0.3%を加えました1.7%の税率で不均一課税を実施いたしまして課税、納税をされてきたところでもございます。

この超過徴収されました税収につきましては、合併時の調整に基づきまして、毎年、根尾地域の振興事業に充てるということで、またそうして残りましたものにつきましては、地域振興基金として積み立てて、その後根尾地域の振興事業に使っていただくということで5年間やってまいりました。

その後、積み立てた基金がございまして、その基金をさらに活用しようということで、さらに5年間延長いたしまして地域振興基金事業の充当事業ということで、その後5年間も実施してまいりました。これが、先ほど議員御指摘の今年度で10年目を迎える、最終年度ということになると思います。

この10年間、超過徴収された税収で各種の事業を行ってまいりました。議員、お話しがございませんでしたけれども、私どもが見ていまして目に見える形で整備が進んだ事業、また根尾に住んでおられます住民の方々にも喜んでいただいている事業というようなこともありまして、一定の成果があったというふうには思っております。

しかし、こうした成果がございましてけれども、まだまだ根尾地域ゆえに依然として負担増、またはサービスの減になっている状況が引き続き残っております。

こうした状況に対応するため、新年度以降も、財源の限りはございますけれども、可能な限り根尾地域の振興事業には取り組んでまいりたいというふうに今考えております。幸い先ほどちょっとお話しもございました地域振興基金も本年度末、今、約1億3,000万を切りますけれども、その程度が今年度末、残る見込みでございます。そうしたことから、この基金を新年度以降も活用していくということを考えてまいりたいというふうに思っております。

また、この基金の新年度以降の活用につきましては、過日、根尾地域審議会でも検討されまして、5月13日に地域審議会会長からも基金を残していただいて、そしてそれをこの根尾地域の事業に継続して使ってほしいという要望書も提出されているところでもございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

2点目に、中身に入りたいと思いますが、現在の事業では小・中・高の子どもに関する3つの事業に充てられております。それは、数が少ないために割高になり、大きな負担となる修学旅行と卒業アルバム費用を助成する事業と、遠隔地ゆえ生じる高校生等の下宿及び通学に対する助成であります。先ほどから言われておりますよう、財源の特徴からいずれはなくなる事業であるということは何となく理解をしようとしても、これらが年度で線引きされた状態で急になくなりますと、私が以前訴えたよう、高校へ進学したくても経済的理由で行けなくなるというようなことも想定され、保護者からは、この地域で暮らし、子どもを育てることに大きな不安を抱え、切実な声が私のところへも届いております。

現在、地域振興基金からまさしく過疎の進行、地域振興として充当されている子育てに関するこの3事業について、来年度からの方針について再度市長にお願いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、基金をその後使おうとした場合の新年度以降、こういうものに使ってはどうかという御提案でございます。

御質問いただきました事業につきましては、過日、基金の新年度以降の継続要望というのとあわせまして、根尾小学校、根尾中学校の両保護者の代表、いわゆるPTAの代表からも、今議員御指摘のございましたこういった事業に引き続き使ってほしいと、ぜひやってほしいという要望を受けたところでもございます。

また、最初のほうでも質問でお答えいたしましたように、地域審議会からもこの事業の継続と、そしてその事業に当たって、こういう具体的な事業に使ってほしいという要望がありまして、その中でも修学旅行とかアルバムを出すとか、高等学校の自宅通学、下宿通学という事業に特定をして、そして継続事業という形でやっていただきたいという要望もいただいております。

このように、小学校・中学校の保護者の方々、そしてまた地域を束ねます地域審議会の皆さん方の御議論も、こういった事業をやってほしいというような要望をいただいておりますので、先ほど1番目のお答えで申し上げましたように、これからも根尾地域の振興ということを考えるに当たって、この地域振興基金をうまく使いながら、今御提案がありました事業につきまして、新年度以降も何とか取り組んでいくような方法で進めてまいりたいというふうに考えております。

〔3番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

黒田君。

3番（黒田芳弘君）

今、市長の思いを確認させていただきまして、不安を抱える皆さんにいい報告ができそうで、少しは安心をしました。私も残り3カ月となりましたが、最後まで頑張り抜くことを誓いながら、私の質問は終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、4番 船渡洋子君の発言を許します。

4番（船渡洋子君）

おはようございます。

3点通告が行われておりますので、通告に従って質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目ですが、小型家電リサイクル法についてのお尋ねをいたします。

小型家電リサイクル法とは、使えなくなった小型家電を確実なルートで回収し、適正なりサイクルを行い、資源として生かすための法律であります。私たちがふだん使っている携帯電話、デジタルカメラ、CDプレイヤー、電子辞書などの小型家電がリサイクルの対象になっています。

なぜリサイクルの必要があるのかといいますと、日本で1年間に使用済み小型家電が約65万トン、そのうち約28万トンがリサイクルできる有用金属であります。金額ベースにすると、844億円にもなります。今、使用中のものも含め日本にある小型家電に含まれる有用金属で世界の年間消費量複数年分が賄えるとの試算もあります。このことから、金属資源を海外からの輸入に頼る日本にとって、使用済み小型家電は貴重な都市鉱山と呼ばれています。

しかし、こうした都市鉱山は現在有効に使用されていないのが実情で、捨てられる小型家電は約半分がリサイクルされずに廃棄物として埋め立て処分をされています。また、約2割が違法な回収業者によって集められ、その中には国内外で不正処理をされているものもあります。さらに、廃棄されずに家庭内の押し入れなどで眠っているものもあります。使用済み小型家電の適正なりサイクルのメリットとして、1点目が金や銅などの有用金属が国内で回収され再資源化される。2点目に有害物質、鉛などを含む小型家電の適正処理がされる。3点目は廃棄物の量が削減され、ごみの埋立地である最終処分場を延命化できると。このような背景から、小型家電リサイクル法が平成24年8月に定められ、平成25年4月1日から施行されることになりました。

そこでお尋ねをいたします。

この小型家電のリサイクルは、各市町村の特性に合わせて回収方法を選択するとなっておりますが、本市の回収計画はいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田敏晴君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、各市町村の特性に合わせて回収方法を選択するとなっておりますが、本市の回収計画はについてお答えさせていただきます。

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、金や銅を初めレアメタルと言われる希少な金属

が含まれており、日本全体で年間に廃棄される使用済みの小型家電の中に含まれているそれらの有用な金属の量は約27万9,000トンで、金額にしまして約844億円分にも上ると言われております。

しかし、その相当部分が一般廃棄物として処分されており、その資源が有効に活用されていないのが現状でございます。そのような状況の中、廃棄物の最終処分量の削減や資源確保の観点から、使用済み小型家電等の再資源化の促進が求められており、いわゆる小型家電リサイクル法が本年4月から施行されたところであります。

議員御質問の本市の小型家電の回収計画についてですが、小型家電リサイクル法では市町村の役割として分別収集、認定業者への引き渡しが規定されています。回収方法は、各市町村の廃棄物の収集形態の実情に合わせて選択することになっておりますが、現在の分別収集形態を大きく変えることはなく、市民の負担がふえないような回収方法とする必要がありますし、方法や対象品目を隣接した市町でそろえるなど、広域での連携が望ましいと思われまます。

また、回収した小型家電を引き渡す業者につきましても、順次認定されていくという模索状況でありますので、周辺の他の市町の動向等も踏まえながら、回収の実施時期を含め実情に合わせた実現可能な回収計画を検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

今、いろんな粗大ごみとか、そういったものを出す分別の方式を崩さないようにしていくというお答えでありましたが、今回、この小型家電の回収方法は、例えば今のストックヤードのようところで回収ボックスとかかごとかを設置をして回収する方法とか、またイベント等で一つの周知を兼ねてのイベント等のときに回収をする方法とか、例えば、市役所のところにそういったボックスを設置して回収をしたりとか、いろんな方法が考えられるわけでありまます。その回収の計画以前に、まだ本業市としてはこの回収をする予定といいますが、まだこれからいろいろ検討をしていく段階だというようなふうにお聞きをしましたが、先ほども言いましたように大変メリットがある、そういう中で、埋め立て等に捨てられてしまうのは大変もったいない話であるということでリサイクルをしていくという意味での今回のリサイクル法が施行されたわけですので、一日も早くこういったことが実現できるようにお願いをしたいと思います。

そして、その実現して回収をしたときに、例えば今の携帯電話とかいろんなものに個人情報等が入って、今回携帯電話でアンケート調査をした折に、そういった自分の情報が漏れると困るから、携帯電話はよう持っていかないといった回答をされた方が多くありました。そういったことに対して、しっかりと保護対策をしていかななくてはいけないと思いがすが、そういった点についてはどうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、回収における個人情報保護対策についてお答えをさせていただきます。

小型家電の分別回収を実施するとした場合について、現段階での答えとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

議員御質問の回収における個人情報保護対策ですが、使用済み小型家電を回収するに当たり、個人情報記録されている機器等を市の回収対象品目とした場合、市がとるべき対策としましては、個人情報を含む使用済み小型家電の排出に関しまして、市民みずからあらかじめ個人情報を削除して排出することが望ましいため、責任を持ってデータを削除した上で排出するよう市民に対し啓発や周知徹底をすることが必要と考えます。

また、普及啓発を行った場合でも、個人情報を含んだまま排出されることもありますので、回収方式にもよりますが、盗難対策などの管理体制の整備も必要になると思われまます。携帯電話等については、機種変更時において販売店舗に引き取らすことができますので、市民にとって身近で利便性があり、その場でデータ消去作業を行うので個人情報保護対策についても十分な配慮がなされています。

また、パソコンについては、資源有効利用促進法に基づく使用済みとなったパソコンを回収、リサイクルする仕組みが既にあり、回収して資源に戻すまでをパソコンメーカーが責任を持って行います。これらは、市民に認知されて理解されている回収システムとなっていますので、これらのことを総合的に周知していくことが必要と考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

予想どおりの答えだったんですが、3点目です。

今回から回収に備えて準備しておく必要があると思います。まだ今段階ではいつからというふうには言えないということで、これから県としてもいろいろ検討していくという、回収業者が国で認定をされた業者でないといけないということで、そこが一つのネックになっているかと思いますが、いずれはこれはやっていかなきゃいけないことだと思うんです。そういったときに、こういうことがありますよ、小型家電は市で集めますよといった周知をしていただくことが大事ではないかなというふうに思います。そういったときに、ほかるうかと思った人も、じゃあ、ほかれるようになるまでうちへ、そんなに大きなものじゃありませんので、しまっておこうかといった方向になっていくと思いますので、この小型家電が大変貴重な都市鉱山であるということとか、そういうメリット等をしっかりと市民に知らせていただきたいなあというふうに思います。そういった周知徹底はどのように今後されていくのかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、周知徹底はどのようにするかについてお答えさせていただきます。

2番の御質問と同様に、小型家電の分別回収を実施するとした場合についての現段階でのお答えとなりますので、よろしく申し上げます。

使用済みとなった小型家電には、その中に鉄や銅などのベースメタル、金や銀などの貴金属、リチウム、プラチナなどのレアメタルなど鉱物が含まれており、都市における鉱山という意味で都市鉱山と呼ばれていますが、その資源が有効に活用されていない状況の中、小型家電リサイクル法により、その再資源化の促進が求められています。

議員御質問の市民への周知徹底についてですが、本市では現在家庭から排出されるごみにつきましては大きく4種類に分別を行っており、資源ごみにつきましては、さらに7種類に分別をお願いし、ごみの減量化とともに再資源化を進めているところでございます。

小型家電のリサイクルについては、回収方式や対象品目等を隣接する市町でなるべく統一することが望ましい場合もありますので、先行的に実証事業を行っている市町村の事業成果やその他の市町村の動向等に注意しながら、小型家電製品内のベースメタルやレアメタルを有効に活用するという社会的意義、あるいは廃棄物処理法の許可を得ていない無許可の不用品回収業者には絶対に渡さないなどを含め、市民が安心して使用済み小型家電の引き渡しができるよう、広報紙や市のホームページ、あるいは廃棄物減量等推進会議などを通じて周知を図っていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

広報とか、そういったことで周知をされる予定でしょうか。

以前、スーパーマーケットでエコバックといいますが、スーパーからはそういったものをもらわなくて、自分で買い物袋を持っていくようにしますよといった事業を市が始めたときには、もういっぱいのはりも立てて大々的に宣伝をしたような覚えがあります。今回この小型家電も、まずやるかどうかということもちょっとお答えをしていただきたいなというふうに思いますけれども、今現段階ではやれていないということですが、まずやるかどうかということと、そしてそうしたときにあらゆる周知といいますが、あらゆる方法で皆さんに徹底をしていていただきたい。先ほど言いましたようにのはりを立てたりとか、皆さんが「ああ、そういうことがあるんだなあ」というようなことがわかるような方法で、消極的じゃなくて積極的にそういった周知等もしていただきたいなというふうに思いますが、その点もう一度回答をお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 山田君。

市民環境部長（山田敏晴君）

それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

本年4月1日でございますけど、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されましたが、小型家電リサイクル制度の説明及び実証実験等の結果について、実は県主催の説明会が本年の7月1日に開催されますので、内容等につきましてもよく精査しまして、回収品目及び実施時期も含め隣接市町と連携をとりながら、実情に合った回収計画を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

いずれにしても、先ほど申しましたように前向きに進めていただきたいということを要望して、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、2点目の耕作放棄地の再利用ということでお尋ねをいたします。

政府は、農業を成長分野と位置づけて、産業として伸ばしたいと述べ、農業強化策の議論が開始されました。その柱の一つが農地の有効活用であり、耕作放棄地の再生・活用が取り上げられています。

耕作放棄地とは、1年以上作付されず、今後も耕作される見通しのない農地です。そのうち長く放置すると草木が生い茂り、土壌は荒廃し、やがて森林、原野化してしまいます。病虫害の発生源、イノシシなどの有害鳥獣のすみか、廃棄物の不法投棄の誘発など、農業生産へ支障を来すだけでなく、農村景観にさまざまな悪影響を及ぼしてもいます。地域住民の生活環境を守り、農業生産の基盤である農地を確保するためには、荒廃した農地の再生利用を加速させることが重要であります。

そこでお尋ねをいたします。

本市における耕作放棄地の現状はいかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの本巢市の耕作放棄地につきましては、担い手の不足や高齢化の進展、農産物価格の低迷などの理由によりまして、中山間地を中心に増加しております。さらに最近では、相続等による市外在住者の農地所有者の増加が見込まれ、耕作放棄地が増加すると考えられております。

本巢市農業委員会の24年度の調査によりますと、本巢市内では404筆21万3,800平方メートルが耕作放棄地となっております。参考までに地域別を申し上げますと、真正地域で8筆6,072平米、糸貫地域で6筆3,202平米、本巢地域108筆8万3,471平米、根尾地域282筆12万1,055平方メートルとなっております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

増加する一方であるという回答でありましたが、今の状況をお聞きしますと、真正、糸貫地域はまだ少ないけれども、奥へ行くに従って多くなっていくという現状だと思います。

こうした耕作放棄地の発生・抑制、そして解消に向けた取り組みはどのようにされているかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

市内におけます農地における耕作放棄地の発生・抑制・解消に向けた対策といたしましては、本巢市農業経営基盤強化促進基本構想に規定しておりますとおり、農業経営強化促進法に基づきます認定農業者への農地の集積、新規参入の促進、集落営農などの組織化、法人化、また中山間地域直接支払の利用などにより、積極的に耕作放棄地の発生防止及び解消に努めているところでございます。

また、平成24年度には、市内を5地域に分けました人・農地プランをそれぞれ作成し、地域の中心となる経営体の確保のための支援、青年就農給付金でありますとか、スーパーL資金を利用した貸し付け等、さらなる農地集積に必要な取り組みの支援、経営転換協力金などによりまして持続可能な農業の実現を目指すことにより耕作放棄地の発生を抑制し、解消に努めておるところでございます。

さらに今年度、国の施策「攻めの農林水産業」の具体化の方向が示され、担い手への農地集積及び耕作放棄地の発生予防、解消の抜本的な強化が重点課題として掲げられました。

耕作放棄地を解消する政策手法といたしまして、いまだ具体的な事業は示されておりませんが、今後、市として事業に参加して、農業委員会とも協力しながら耕作放棄地の発生防止と速やかな解消を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4 番（船渡洋子君）

今、いろいろ言われたんですけども、実際に抑制・解消に向けた取り組みというのは進んでいるのでしょうか。どんどんふえてしまうという、それはもう農業の担い手が、やってくれる人がいないから、もうそのままそれこそ放置してあるという現状があるかと思いますが、そういったことのニーズといいますか、そういう人に対する、今、営農と言われましてけれども、どんどん企業が参画をして大きくやろうとしている、そういうことが認められている中で、そういったことを積極的に市として働きかけていくとか、そういったことというのは今どうなんでしょうか、どのくらい進んでいるのかちょっとお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

耕作放棄地の再生利用につきましては、本巢市農業委員会によります農地利用状況調査の結果をもとに確認された耕作放棄地につきまして、市の農業委員会が農家の意向確認を行った上で、必要に応じ耕作再開に向けた指導を実施しており、あるいは担い手への農地の利用集積を推進するなど、体系的な耕作放棄地対策に取り組むことにより毎年100筆程度、面積にして4万5,000平方メートル程度の解消が進んでおります。ちなみに平成24年度につきましては、138筆10万5,000平方メートル余りが解消されたものでございます。

また、国等の農業施策の推進施策を円滑に実施するための連携体制の構築により、地域農業の振興を図り、農地の利用実績及び耕作放棄地の再生利用を目的に本巢市農業再生協議会が設立されており、昨年度までに県農業会議と協力して、根尾能郷地内の農地90アールの再生を行ったところでございます。

一方で、農業として利用が困難な農地、例えば山林化しつつある農地、あるいは獣害の被害が著しい農地につきましては、農業委員会の承認を得て山林等への転換を図るなど、農業委員会と農業再生協議会が密接に協議し、農地として適正な管理ができるように働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

〔4 番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4 番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

なかなか思うように進まないといいますが、たくさん今の耕作放棄地が解消されたにもかかわらず、そういった耕作放棄地がふえていくという、そこら辺が大変もどかしいところだと思います。

耕作放棄地の最も大きな発生要因は、農業者の高齢化の進行と後継者の不在、農作物価格の低迷などで営業が続けられなくなっているということであります。これは全国的なことですが、農水省

によると、今後5年で現在250万人いる農家のうち70万人以上が引退する見込みとなっており、高齢農家の農地をいかに意欲ある若い農家や農業生産法人に引き継いでいくかが最大の課題となっていると言われております。

農水省では、農業主体者への支援を拡充させ、耕作放棄地の早期解消を図るために、平成21年度から5年計画で耕作放棄地再生利用緊急対策事業を開始し、この事業は引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付、加工、販売の施行、必要な施設の整備、権利関係の調査・調整等に交付金の支給をする制度であります。今日までに多くの地域がこの交付金を利用して再生しているというふうに伺っております。そういう意味で、今再生をされたというお話もお聞きいたしましたけれども、耕作放棄地の再生利用の取り組みについてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

先ほど再生利用につきましては御説明をさせていただいたと思いますが、いずれにいたしましても、この地域の方々、農業を営んでおられる皆様の御理解、地域の御理解がないと再生利用につきましてもなかなか進まない。改良組合長会、あるいは地元の集会等にうちの職員も出向いております、その辺について地元の営農組合等の作成をしていただくとともに、耕作放棄地の解消も進めていきたいというようなことで鋭意努力しておりますところでございますが、その組織を設立していくというのも、やはり山間地域ですと高齢者の負担が多いもんですから、なかなか御理解が得られないという部分もございますので、今後ともその部分について進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4番（舩渡洋子君）

例えば、耕作放棄地をできないから大手といいますか、そういった企業に貸す場合、やはり自分の土地であるから手放すのは嫌だという、そういったことがあると思うんです。そういったときに、例えば自治体が間に入って信用していただくといいますか、そういったことも今後必要ではないかなというふうに思います。

また、もう1つの今の耕作放棄地とまではいかないのかもしれませんが、米をつくったりとかやれていない、もう本当に草がいっぱい生えているようなところ、私の近くでもいっぱい見られます。それが耕作放棄地かなと思ったら、そうじゃないよということを言われたんですけれど、そういったところを、例えば市民農園というふうに整備をして活用ができないでしょうか。

というのは、特に南部のほうの方というのは、なかなか農業とは縁のない方もたくさんお見えに

なると思うんです。そういった方が退職をされまして家庭菜園でもやろうかなあと、そんなふうにも思っても、じゃあ、いざやろうとしたら、やり方もわからない、土地もないといったときに、そういった市民農園、またいつこうやって植えるといいんだよというようなことを教えていただけるといいですか、そういうシステムといいますか、窓口といいますか、そういったことが行政のほうでやっていただくと、もっともっとそういったことに携わる人もお見えになるのではないかなと思います。そういったことはどうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの農業法人につきましては、今現在でも農業法人に農地の貸し付けをしておるところもございまして、例えば、大規模な農業法人が新たに参入されようと、今のところそういうことはないんでございまして、仮にそういう場合に、南部地域ですと今、担い手の方でありますとか、農業法人の方がほぼ農地を借り入れて行っておられますので、その部分はちょっと難しいかなというふうに考えております。

それから、市民農園につきましては、特定農地貸し付けに関する農地法等の特例に関する法律の改正が平成17年に行われておりまして、平成21年12月から農地法等の一部改正等に合わせて施行されました。それによりまして、真正地域内において特定農地貸付規定及び用途特定農地貸付協定を締結いたしまして市民農園を行っている方がおられます。今後につきましても、農地所有者が市民農園として農地を貸される場合は、関係法令に基づきまして特定の手続を経た上で承認していくものでございまして、今まで市が行ってきた市民農園につきましては、真正地域にございました市民農園は平成22年3月をもって閉園をいたしております。また、糸貫地域にあります市民農園につきましては、今年度末をもって利用を終える予定でございまして、

今後は、農地の所有者が誰でも市民農園を開設できる制度になっていることを農業委員会、あるいは農事改良組合長会において、今まで以上に説明をして、必要に応じて広報やリーフレット等の作成による普及活動も考えていきたいと考えております。

先ほどおっしゃいました不耕作というか、休耕田のことかと思っておりますけれども、その部分についてのことでなくて、例えば、今後ちょっと農地を自分ではできないというような方がございましたら、そういう方に積極的に勤めていきたいと思っております。また、個人で新たに市民農園が開設されれば、市民の皆様からの問い合わせにも対応させていただこうと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

舩渡君。

4番（舩渡洋子君）

ありがとうございました。

一挙両得といえますか、農地は自分ではやれなくても、そうして借りてくれる人があって守ってくれば、その農地が生かされていきますし、また自分で家庭菜園をやりたいなあと思う人は、それが一つの生きがいとなって生き生きと第3の人生を生きていけるというようなメリットがあると思いますので、ぜひともこのことは進めていただきたいというふうに要望いたします。

2点目の質問の最後に一応括弧で市長さんに質問というか、回答をお願いしてありますので、今後の今の本巢市のいろいろ課題はたくさんあると思いますが、この攻めの農業という観点から、今後、本巢としてはこんな方向で行くんだというようなことがありましたら、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

なかなか難しい御質問をいただきましたので、とっさの御答弁、なかなか難しいんですけども、今、農業はまさしくTPPの問題も含めて、大変農業は大事だということで、もともと今までもそうでしたけれども、これからも日本の農業というのは大事な農業で、そしてまた食べていける、そしてまた若い方々も参加して、そして就農してやっていただける農業というのを目指していかなきゃいけないということで、国も今そのための政策を一生懸命取り組んでおりまして、先ほど部長が答弁申しあげましたように「攻めの農業」というような形で、いろいろ政策も打ってきているところでございます。

我々本巢市は、以前からも大変農業の盛んな地域でもございまして、やはり農業というのはこの本巢市の中でも基幹の産業でもございます。私は何としてでもこの農業をしっかり守りながら、そして食の安全・安心もしっかりと確保しながら、この地域にこれからも農業がしっかりと根づく、そんなようなことを願っておりますし、そのために市としてできる限りのことは精いっぱいやらせていただきたいなというふうに思っております。

先ほど来、耕作放棄地の問題等々も出ております。見ていただくとわかりますように、本巢市も南部地域のほうは本当に休耕田等々は少ない、そしてまた若い方々も農業を、イチゴですとかトマトですとか、花づくりですとか、いろんな形の分野にどんどん出てきていただいて、農業も今若い方々が入ってきてやっておられますけれども、トンネル以北、先ほど部長がお答え申しあげましたように大変北のほうは耕作放棄地が多くなってきている。これは同じ市内にあって、私が農業が大事だと言いながらも、この南部と北部の農業の置かれている地域格差というのがこれから農業政策を進めていく上でも大変頭の痛い問題でありますし、これをどうやって解決していくかということ、また県や国の知恵もおかりしながら、そしてまたみんなで議論をしながら前向きに進めていきたいなと、取り組んでいきたいなというふうに思っております。

これからも、トンネル以北のほうもまだまだこれから多くの皆さん方に住んでいただく地域で

もありますし、また住んでいただかなくてはならない地域でもございます。そういったことから、農業と地産地消ということもできるような方策というのをこれからも知恵を絞りながら取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

〔 4 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4 番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

続きまして、3 点目の質問に移らせていただきます。

子育て支援としての予防接種の助成ということで、予防接種法が改正をされて4月1日から子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌の3 ワクチンが定期接種に追加をされました。また、ワクチン接種を受けた副反応の報告制度についても、医療機関が市区町村に報告する現在の体制から、報告先を国に改めたということであります。また、まれながら発生する副反応に対する健康被害救済も手厚くなったと伺っております。そんな中、今話題になっております子宮頸がんワクチンの副作用の問題が発生をしております。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、本市におけるこの子宮頸がんの接種率はどのくらいであるか。そして、今回の副反応に対する本市としての見解はどのようになっているかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、第1点目の子宮頸がんの予防ワクチンについての御質問にお答えします。

本県市におきましては、平成23年度より国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に基づきまして、行政措置予防接種として実施をしております。

平成24年度の対象者は、中学1年生から高校1年生の女子で、558人中接種者が237人で接種率は42.5%でした。子宮頸がん予防ワクチンは、この4月よりヒトパピロウイルス感染症ワクチンとして定期予防接種に位置づけられました。

厚生労働省の専門部会は、接種後に原因不明の痛みやけいれんなど健康被害の報告が多数出ている事実を公表し、6月14日に現時点での定期接種の中止ではなく、継続するものの積極的な接種の勧奨を差し控えることとしました。ワクチンには効果と副反応の両方があり、接種を受ける側はその両方を正しく知って評価した上で判断をすることとなり、副反応の情報提供が必要になります。

本市では、予防接種を受けるに当たって、説明事項を必ず接種前に保護者にお読みいただき、効果と副反応、そして健康被害救済制度、接種に当たっての注意事項等の情報を提供しております。また、予防接種委託先の市内医療機関には、随時全国の副反応についての情報提供を行いまして、

副反応情報を共有することに努め、十分配慮して接種することを確認し実施しております。

また、13歳以上の対象者は、保護者の同意があれば対象者本人のみで接種を受けることができますが、副反応を考慮して、できるだけ保護者が接種時に付き添い、接種後の様子を観察するよう周知しています。

今後も、予防接種を取り巻く状況の変化を捉え、予防接種の意義やリスクに関する適切な情報提供に努め、より安全な予防接種事業に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

この子宮頸がんのワクチンは、私ども公明党が進めてきたことでもあります。それで、今回のことが大変気になりますといいますが、いろいろ言われたりもしたものですから、市としてはどうなのかなということをお聞きしたわけですが、一つの見解としましては、この子宮頸がんのワクチンに限らず、どんな予防接種ワクチンでもそういった副反応というのは大なり小なりあるんだという観点と、そしてワクチン自体には害はないけれども、針を刺すという行為が大変個人個人の差があるといいますが、特にこの接種を受ける対象という方はいろいろ多感な小学校6年生から高校1年生という、本当に痛みに対することにすごい敏感な、打つ前から緊張してしまうとか、そういったことも一つには原因があるのではないかなという、そんな話を聞きました。そして、そのリスクよりもメリットのほうが大きいといいますが、副反応の結果が出た方よりも、むしろ子宮頸がんになって亡くなる人のほうが多いということで、やはり予防接種は進めていかななくてはいけないのではないかということで、今回あえて勧めないということではありますが、中止にするというふうにはなっていないということがそういった結果ではないかなというふうに思いますので、今後そういったいろんな事例を通して、もっともっとしっかりと調べていくというようなふうにお聞きをしましたので、今後ともその点については見守っていきいたいなというふうに思います。

続きまして、2点目のB型肝炎ワクチンの予防接種の助成をということでお尋ねをいたします。

厚生科学審議会感染症分科会の予防接種部会から、予防接種制度の見直しについて平成24年5月23日に公表をされました。この中で、B型肝炎について1類疾病の致命率が高いこと、また感染し、長期間経過後に重篤になる可能性が高い疾病になることによる重大な社会的損失の防止を図る目的で予防接種を行う疾病に位置づけ、広くワクチン接種を促進していくことが望ましい、このように記されております。

日本では、B型肝炎ウイルスに起因する肝がんの死亡数は年間5,000人、肝硬変による死亡者数は1,000人と推計されており、子宮頸がんによる死亡者数の2倍以上に達しています。医療経済面では医療費助成制度が設けられるなど、B型慢性肝疾患の治療には高額な費用負担が生じます。加えて、HBVのキャリア状態が終息したと判断された人も、近年の多様化している免疫抑制療法の

治療中にHBV再活性化が起こり、非常に重篤な肝炎を起こす事例が日本に多いことが判明をいたしました。子どものときに感染をし、大人で発症しているといった状況があるわけです。その予防や治療のために多額の医療費が必要となっております。

日本では、HBVの母子感染の予防に力を入れて大きな成果を上げてきたと評価できます。妊娠して赤ちゃんが生まれるときに、お母さんがそのキャリアの持ち主ではないかということは今調べているわけですが、しかし近年これらの予防措置から外れる症例も多く、また若年成人を中心に現在も年間6,000人以上の新規感染者がいると推計されています。

このため、母子感染予防だけでは制御できない現状があり、水平感染も視野に入れた感染防止策が強く求められています。特に、小児のHBV感染者は無症状でも、体液の中のウイルス量が多く、感染源になりやすい可能性も考えられ、保育所や運動部での集団感染事例も散見されています。このため、HBVキャリア小児が保育所通園を断られるなど、深刻な事態も発生をしております。

HBV感染者が1歳未満の場合は90%、1歳から4歳の場合は20から50%、それ以上の年齢になると1%以下の確率でキャリアに移行してまいります。1歳までが大変大事であるということであり、乳児にB型肝炎ワクチンを接種すると、95%以上で抗体が獲得され、感染防止効果は20年以上続き、安全性も高いことが確認されています。

このため世界保健機構（WHO）では、全ての小児へのB型肝炎ワクチン接種を勧告しており、2011年の時点で既に193国中180カ国がこれを導入しております。生まれてすぐこの予防接種をすることをユニバーサルワクチネーションというふうに言いますが、近隣の中国、それから韓国、北朝鮮もこのB型肝炎の予防接種を行っているというふうに聞いております。

B型肝炎は大変治療が難しい一方で、ワクチン接種を含めて予防しやすい疾患であると、このように言われているわけですが、私も昨年初めてこのB型肝炎の予防接種があるというお話を聞いて、そのときに県のこういったことに従事してみえる課長さんが、子どもの誕生日に奮発をしてこのB型肝炎ワクチンの予防接種を打ちましたというお話をしてみえたんですが、1回ごとに5,000円で3回で1万5,000円かかる。でも一生物だから、一生B型肝炎からは逃れられるということで予防接種をしましたというお話を聞いたわけですが、この先ほども申しましたように1歳という小さいときに予防接種をすると、本当に95%抗体ができるという本当に大切なワクチンではないかなというふうに思います。

今、国でもこれを定期接種化するようにということで検討を進めているということではありますが、本市としましては、そういったことに早々と、まだ全国でも27市町村ぐらいしか助成はしていないというふうに聞いておりますが、そういったお考えがないかお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

子育て支援策としての予防接種の助成についての第2点目のB型肝炎ワクチン接種についての御

質問にお答えをいたします。

現在、B型肝炎ワクチンは厚生科学審議会の予防接種部会で、定期予防接種への位置づけに向けて検討されていますが、今のところは任意予防接種として保護者の判断にて行っているということでございます。

このワクチンへの助成を実施している自治体は全国にも非常に少なく、岐阜県内では42市町村全てが現在まだ助成を行っていません。

今後は、ワクチンの安全性また有効性、費用対効果、そしてワクチンの供給状況等、国の動向を注視しながら対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

船渡君。

4番（船渡洋子君）

ありがとうございます。

助成というところまではなかなか難しいといたしましても、先ほど述べたように今回このB型肝炎ワクチンというのは大変必要なものであるということで、今、小児科のお医者さんが勤めているワクチンの一つであるというふうに伺っております。いずれ定期接種化になるからといって待っていては、今の1歳までが大事という、そういった期間を逃してしまうということもありますので、ぜひともこの定期接種のワクチンと一緒に、こういったB型肝炎のワクチンがあるよ、大事だよと、それを打つと一生大丈夫だよというような、そういった周知をできればしていただけたら、私のように去年の初めまで知らなかった者もおりますので、そういったB型肝炎ワクチンがこのようなふうで行われているということをまた何かの折に周知をしていただけたら大変ありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。

以上、要望をして私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

11時再開をいたします。

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは再開をいたします。

続きまして、6番 高田文一君の発言を許します。

6番（高田文一君）

それでは、通告に基づきまして、今回は遠慮して2件でございますので、よろしく御答弁のほどをよろしくお願いしたいと思います。

最初の地方公務員の給与削減につきましては、3月議会でもお尋ねをしたところでございますが、まだまだ方向性が確かではなかったこともございますので、今回改めてお聞きをしたいと思っております。

市長の所信表明の中でも、地方公務員の給与削減をするため、地方公共団体の財源である地方交付税の削減をした、すなわちこれは地方分権や地方の自立の取り組みが停滞するということをきちんと言っておられますし、さらにこれまで市としては行政改革に努め、国を上回る総人件費・人員削減を実施し、国の給与を下回る状態である。この状況を反映させない給与の削減は大変理解に苦しんでおると書かれながらも、今後は全国市長会や県市長会などの議論を踏まえ、適切に対応したいというふうにおっしゃっていますし、3月の私の質問の答弁の中を要約しますと、1つは給与勧告を勧告しながら各自治体が自主的に決定すべきであるというふうに思うとおっしゃられながら、震災復興財源という名のもとに政治判断で進められていると。

さらに、地方分権の推進や地方の自立への取り組みとは逆行すると所信表明と同じように答弁もおっしゃっていますし、最後には今後は全国市長会や県市長会等の議論を踏まえ適切な対応をする、というふうに同じ方向性をおっしゃっています。

それで、今回の措置は東日本大震災に対処する必要性が大となり、国家公務員の人件費削減を行うこととなり、地方自治体の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段とした。これが大きな問題である。本来、地方公務員は自治体が人事院勧告に基づき議会の審議を得て条例で決定することであるというふうに思いますし、地方の自主性を尊重すべきであるというふうに思います。先ほどの今後の方向性といいますが、適切に対応するということで、県の市長会などの動向についてというふうにおっしゃっておりますので、新聞報道によりますと既に岐阜県の市長会が開催されたという報道は知っております。さらに、その内容についても、たしか東海市長会がございましたか、東海市長会のほうへも提言したいというような記事を見ましたので、ここであえて岐阜県市長会の決議内容をお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、地方公務員の給与削減につきましての御質問にお答えいたしたいと思えます。

今回の給与削減についての背景等々につきましては、るる今高田議員のほうからお話ございました。私も3月の議会等々でも、そういったお答えも所信表明、そしてまた一般質問でのお答えをいたしております。そのときに、全国市長会、県の市長会等々の議論も踏まえて後ほど判断をしていきたいというお話をしております。

今回、県の市長会、それから東海市長会、全国市長会というのが4月、5月、6月とそれぞれございまして、そのときにそれぞれ市長会として今回の給与削減についての決議をいたしておりますので、少しちょっとその内容につきまして御質問がございましたのでお答えを申し上げたいと思

ます。

4月25日には関市において、平成25年第1回の岐阜県市長会議がございました。その中で、真の地方分権改革推進についてということで、これは給与関係の内容になっているわけですが、それについての決議がなされたところでもございます。その決議の内容というのは、先ほどの議員の御質問の中にもちょっと重複いたしますけれども、国が地方に対し、地方公務員給料減額措置を要請するとともに地方交付税を削減するといったことは、これまで地方が取り組んできた国をはるかに上回る総人件費削減などの行財政改革を正当に評価することなく、臨時的な国家公務員の減額措置に準ずるべきものとし、かつ地方の財政自主権を侵害するに及んだことは、地方自治の根幹を揺るがすものであり、到底認められるものではないというふうな決議をいたしております。

また、地域経済の減速にもつながりかねない今回の給与削減要請は、景気回復を最優先課題とした国の政策に矛盾することを指摘して、地方の固有財源である地方交付税を一方向的にカットし、地方公務員給与の削減を強要するなど、地方分権の流れに著しく反する今回のような措置は断固許されるべきではないという内容の決議をしたところでもございます。

なお、この岐阜県市長会の決議を、また5月17日に静岡で開催されました第116回東海市長会の通常総会にも岐阜県からの提案ということで提出いたしまして、またこれにつきましても、同じように内容の似た内容の決議案として決議がなされておるところでもございます。

以上が岐阜県市長会、それから東海市長会での地方公務員給与削減についての決議の内容でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございます。

本当に力強い決議をされたんですね。「認められない」とか「断固許されない」という言葉が強く印象に残っているわけですが、その後、まあ御存じだと思いますけど、県からの情報が出ておりました。改めてちょっと申し上げ、そういう決議をなさったんですけども、県下の動向がございました。

岐阜県は職員組合に提示をされて、カット率を最大2.16%に縮小する。岐阜市も労働組合連合会に提示をされたのが3.16%削減、さらに高山市も労働組合に6.6%を減額にするというような提示をされたという報道を見ましたし、先日の新聞をちょっと見ましたところ、これは15日に大きく報道されておりまして、削減案を議会で否決したのは八百津町と御嵩町、それで削減をする方向性、岐阜県も含めまして岐阜県ほか16市町が削減の方向を示しておること。さらに、削減は回避をする、しないというのは9の市町村というふうに先日報道されておりまして、正直申し上げまして、かなりお互いに首長さんはお隣を見合ったり、あっちはどうするんだらうとかいうふうになんかみんなが足踏みをされているような気がするんですが、決議とまた方向性といいますか、動向とい

うのが徐々に動いているように思います。決議と現状とは少しずつ何か内容が離れていくような気がしますけれども。

そこで、そのときの情報では本巢市は検討中でございますよね。6月14日検討中です。検討中ですが、きょうまだ数日しかたっておりませんけれども、本巢市の対応、考え方、方向性をさらにお聞きをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、本巢市の対応、それから考え方につきましてお答えを申し上げたいというふうに思っております。

市長会等々で決議された内容が、それぞれ各市町においてどういうふうに判断されて、その後どういう結論になっていくかということはそれぞれに任されているところでございますが、今議員御指摘のように、県内の各市も対応が今いろいろと分かれておりますし、また検討中のところも多いようでございます。それはひとえに、やはり本来の給与削減というのは、それぞれやはり地方自治体で本来は自主的に決定すべきものだということに帰するわけでございます。それが今回、それとは違った形で行われているということで、それぞれそれについてどうやっていくかということで、それぞれ市町村長の皆さんが悩んでいる状況の裏返しでもあろうかというふうに思っております。

私は、今回のこの問題についての認識は、先ほど岐阜県市長会で決議されたように、やはり本来、給与というのはやっぱり自主的に地方が決めるべきものでありますし、また地方自治の根幹を揺るがすような今回の給与削減要請というのは、やっぱりおかしいんじゃないかという認識には変わりはありません。

私ども本巢市は、これまでも大変給与削減、定数削減等々をやってまいりました。特に16年2月の合併以後、平成23年度までに決算ベースということで、職員給与で約10億近い、9億9,000万円余の削減をいたしてきておりますし、職員数では合併当初376人というのが、現在4月で313人と63人削減を図ってきております。人員分、そしてまた給与の人件費等々で大変努力をしてきている。これはひとえに職員の皆さん方の協力もあり、そしてまた議会を初め市民の皆さん方の御理解もあつたというふうに思っております。そういったことで、ここまで取り組んでこられたということでもございます。

また、本巢市は今までも給与は国を下回って、本当にラスパイレス指数も93前後の大変な低い部分でございまして、今回、国は7.8という給与カットをやって初めて我々も100を越すラスパイレス指数になったというようなことでもあります。やはり、今までこうした我々の取り組みが反映されていないというのが依然として理解に大変苦しむ、そんなように思っているところでもございます。

しかしながら、今回、国のほうがまだ3月時点では法案という形で提案をしておりました状況でございますが、東日本大震災復興財源を確保するというところで、交付税法の改正案、それから交付

税の予算等々がもう既にこの国会で可決されまして、交付税が削減されるという具体的な削減が示されるということになりました。3月の時点、4月にはまだ国会の審議中というようなこともいろいろございましたけれども、今回こうした国会で可決されて、法律、そして予算等がもう決まったというのが当時と大きく変わっている点でございます。

今回はこういった交付税のいわゆる決定によって、どのような影響が出てきているかということをし少し申し上げますと、本巢市への影響は普通交付税算定における試算では、給与削減影響額ということで、本巢市の基準財政需要額から1億1,643万5,000円が減額をされております。そして、これまで、先ほど来議論に出ております私どもが一生懸命取り組んできたということもありまして、いわゆる人件費削減努力というものを勘案して算定をされます国の地域の元気づくり推進費というのが裏返して新しく事業項目でつくられましたけれども、そのところでは私どものこういった今までの努力が大変大きく見ていただきまして、1億490万9,000円というものがこの元気づくり推進費で算入されたということで、差し引き1,152万6,000円の交付税が減額になると。現実には、1,152万6,000円の交付税が新年度の交付税額から減になるということが決定をされたところでもございます。

本巢市は、これまでも多くの交付税の交付を受けまして、財政運営、市政運営というのをいたしております。この普通交付税を受ける実質の影響額、約1,200万ほどになりますけれども、これを今回の国の要請に基づく給与削減をしないで一般財源で補填するとした場合、市民の皆さんの理解が得られるかということなども総合的に勘案した結果、今回の国の給与削減の手法というものには到底納得できませんし、理解には苦しみますけれども、本巢市としては職員給与を削減することにはいたしたところでもございます。

なお、給与削減は、国から要請されている国家公務員並みの削減ではなく、先ほど来申し上げておりますように交付税の影響額相当、いわゆる約1,200万、実質的に本巢市の交付税が減る分、この分に見合う額での給与削減を行ってまいりたいというふうに考えております。

具体的な削減方法といたしましては、国からの要請では期末勤勉手当、それから管理職手当というものの削減を要請されておりますが、その部分については削減をしない。平成24年度のラスパイレ指数は101.4ということになりますから、これは今の101.4を100に近づける、そのためにこの給与だけを削減するというようにいたしたいというふうに思っております。

具体的には、職員の給料を、いわゆる等級を勘案しながら1%から2%までの間ということで、1%、1.5%、2%というようなことをやりまして、平均1.5%削減をいたしたいというふうに思っております。あわせてこういった削減を、今回国のほうからは自由判断ということと言われておりますけれども、職員の分だけを大変心苦しい、我々も今までも職員にいろんな形で御迷惑等々、御苦労をかけてきているということもあります。私自身も、3役もそれに準じて削減をしていきたいというふうに思っております。市長、副市長、並びに教育長の給与月額につきましても、報酬月額を勘案しながら、それぞれ削減率を算定いたしまして我々3役も削減をいたす予定でございます。したがって、今定例会におきまして、関係条例の改正案を追加提案させていただくという予定

にいたしております。以上でございます。

〔 6 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6 番（高田文一君）

いきなり今削減率をお聞きしたわけですが、定例会で追加議案として出されるということでございますね。

それじゃあ、そのことについてはいろいろ議論する場はまだあるようですが、いずれにしても、先ほど来ラスパイレスとか地方交付税の話がございましたように、ラスパイレスにつきましては、今回はくどいようでございますけれども、国家公務員が東日本大震災の復興財源に充当したいということから、昨年4月、2年にかけて7.8%引き下げると。そのために地方のラスパイレスが高くなったということで、今もおっしゃいましたように本業市は101.4という数字は発表されておりますのは承知しておりますが、もともと国が今回出したラスパイレスが、国は局長とか審議官という高給職員が約800人くらいおるんだそうですけれども、そういう高給取りの人たちが今回のラスパイレスの計算の中に入っていないんですね。逆に地方の部長級、全ての職員が地方は入って計算比較をしているというふうに一応報道されているわけですが、これも全く政治手法だというふうに思うわけなんです、それで先ほど来、市長の苦しい答弁をお聞きするけれども、お上のおっしゃることなのもかもしれませんけれども、今回決断をされたということは非常に残念なことなんでしょうけれども、もともとは安倍政権が誕生したときに、地方公務員の給与は国より高い高いということが問題になった。それで地方はもっと引き下げなさいということをお願いしてきて、先ほどおっしゃったような予算ができてきたんですが、じゃあ地方側はといいますと、国を上回る、くどいようですが、人件費の削減やら行政改革をどんどんやってきたんだという、そこにお互いの意見の相違とか考え方があって、6団体等の交渉があったわけでございますけれども、先ほど冒頭に申し上げましたように、県下、あるいは全国の情報を見ますと、少しずつ少しずつ削減の方向へ向かっていると。

何度もおっしゃっていますように、やっぱり職員の皆さんが物すごく努力されている。最近、非常に仕事のボリュームが大きいといいますか、国、あるいは県、特にそういう補助金とか、単純に言えば補助金なんです、事業がどんどん増大してきておるのも事実ではないかと思うんですね。必ず毎年議会の中で繰越明許の申請、あるいは計算書が今回も出されていますけれども、本来、本業市が望んでいるといいますか、計画のあるいろんな事業、そこへ政権が変わるごとに、特に政権が変わるたびに印象的なのがそういう補助金であったり、交付金であったり、本当に事業が増大してくる現実ではないかと思うんですね。職員の皆さんが本当に努力をされている。ですから、僕は先ほど差額が1,152万円。僕、前回、交付税の減額がどのくらいになるかと企画部長に御質問したときに、そんなに変わっていないんですね、数字は。変わっていないんですが、先ほど大ざっぱにとおっしゃっていましたが、大ざっぱに1,200万くらいなんですけれども、これを単純に313人の職

員の皆さんが1カ月に1人どのくらいかといいますと約3,000円です。1カ月に職員1人当たり3,000円。それは僕は金額が多い少ないではなくて、職員の皆さんの努力というのがすごくあるわけですよ。ですから、そういう仕事の熱意とか情熱、ある意味では根性をお持ちになって一生懸命仕事をしていただいている、そういう士気を高めていくためにも、こういうことはやっぱり認めるべきではないと思います。何か非常にこの差し引いて1,200万円に相当し合うパーセントが先ほどでいきますと1%から2%で、平均すると1.5%なんですが、先ほどから言っています今回の国家公務員と比較するラスパイレスは101.4で、この国家公務員の削減がなければ本巢市のラスパイレスは93.7なんです。

ですから、どうもその辺が国の政治といいますか、マジックにかかってしまって、本来の本当に職員の皆さんが努力している努力料というものをなかなか認めがたいやり方に対して、私もこれは認められないことだというふうに思っていますが、ぜひ、まあしかし、そのように職員の皆さんの日ごろの努力、仕事の熱意というものを大いに見ていただければ、これはしないほうがいいんじゃないかというふうに思っていますが、その辺は職員の士気ですね。士気の高まりというものをどのように市長さんはお考えになっているか、一言簡単でいいんですが、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

誰しもがそうなんですけれども、一生懸命働いているのに給料が下がるというのは誰もが不本意でもございます。しかし、今回の国の仕組みの中で、そしてまた現実に交付税が、本来もらえるものがもらえなくなるということをやっぱり考えますと、今回市職員にもぜひ協力していただきたいという気持ちになったところでございますし、ぜひそれに御理解いただきたいというふうに思っております。

それと同時に、こういったことで士気の低下があってはならないということでございます。これは今回臨時的措置でございまして、来年3月までの臨時的措置でございます。そういったことで、今回、国の要請ではいろいろとボーナス、それから管理職手当等々の削減要請もございましてけれども、そういったところに踏み込まない、できるだけ士気の低下にならないように、そして職員の方々が今まで一生懸命行財政改革等に協力していただいた、そして一生懸命頑張っていた、それを少しでも不平・不満、そして士気の低下というのを避けたいという思いから、断腸の思いで今回やらさせていただきます。そして、職員だけではなくて、我々常勤の3役もあわせて職員と同じものを分かち合うというようなことを決意いたしまして、今回議会での答弁とさせていただきますし、また今定例会中に議案等も提出させていただきますし、御審議をいただきたいというふうに思っております。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

これ以上いろいろお聞きしても、断腸の思いは変わるわけではないと思いますので、まだ最終日までに時間もございますし、議論をする場も出てくると思いますので、最初の大きな項目の地方公務員の給与削減については以上で終わりたいと思います。

2つ目の幼保一体化についてお聞きをしていきたいと思います。

これも私は過去に質問をしているんですが、その質問の経緯も含めて改めてお聞きをしていきたいと思います。

これは、なぜお聞きをしていくかといいますと、ハード面、箱物といいますか、保育園の整備も完了いたしましたし、幼稚園についても完了し、あるいは今進みつつありますので、そういう意味で今度はソフト面といいますか、中の計画がどのように進んでいるのかなあ、進んでいると思いますのでお聞きをしたいと思います。

これは前回もお聞きをしましたが、過去に本巢市の幼児教育に関する検討委員会というところから、これは平成18年に提言がなされたわけですね。その提言を踏まえて、本巢市幼児教育体制研究会というのがまた19年に報告書をつくられたと。これが基本ではないかというふうに思っておりますし、前回もこのことについて同時にお聞きをしておりますが、その報告書の中にはこれまでに幼稚園という形で幼保一体化を進めてきた。この幼稚園というのは貴重なシステムであって、認定こども園制度を活用し、このころは要するに認定こども園制度を活用しながら一元化を進めたいというふうに報告書でもはっきり書いておられますし、私の一般質問をしたときにも、幼保一元化に向けた制度についてというふうにお聞きをしました。その中で、本巢、真正ごとの施設整備とあわせて一元化の計画はありますかということをお聞きしております。その中で、国の幼保一元化の制度が確立することを視野に入れた施設整備をする計画であるというふうにはっきりおっしゃっていますし、その整備が終わりましたから、そういうことが進んでいるのではないかと思います。

もう1つ、平成18年に市の組織と業務変更がなされております。それは子育て支援の大きな方向性のこともあるのではないかと思います。今まで教育委員会にありました幼稚園と幼稚園の事務を市長部局に移して子ども大切課が誕生したということの経緯もございますし、さらにこの本巢保育所の建設の設計計画の報告がございました。平成23年度の文教福祉委員会の協議会の場でございましたけれども、その設計書の説明の中でも、将来は幼保一元化としての幼稚園を計画していますと、建設中にも既にそんなことをはっきりおっしゃっていますので、着々と進んでいるのではないかと思います。

そんなことで、本市の重要施策である子育て支援が年々進められています。また、国も子育てを社会で支えるための新制度、子育て新システムが検討されています。本巢保育園の整備も完了し、幼稚園も完了し、また進行中ではありますが、本巢市幼児教育体制研究会の報告書や今日までの議会での協議等の経過から伺います。

かなり進んでいるのかと思いますので、本巣保育園の一体化の考え方と方向性、さらに進んでいると思いますので、ちょっと具体的な話になるかもしれませんが、大事なのは保護者です。保護者への説明会なんかは、決してこれは除くわけにはいかない、これは率先してやらなきゃいけないことだと思っていますが、そういうことがもし計画の中であれば、本巣保育園の一体化の考え方と方向性もあわせてお聞きをしたいと思います。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、本市における幼保一体化につきましては、平成18年に本巣市幼児教育に関する検討委員会における提言書や、平成19年に本巣市幼児教育体制研究会による報告書により、幼児教育に対する幼保の一元化を進めることが望ましいとされまして、施設整備とあわせ検討するといったしておりました。

議員御質問の本巣保育園の一体化の考え方と方向性についてでございますが、一体化の考え方につきましては、3歳未満児は保育園児とし、3歳以上児を幼稚園児とする幼稚園方式を採用いたします。この方式は、現在糸貫地域で採用している幼稚園と同じ方式で、利点といたしましては、現在の本巣保育園では入園が不可能な3歳以上の保育に欠けない児童も受け入れ可能であるところが最大の利点でございます。

なお、幼稚園化後も預かり保育を実施することにより、現在の本巣保育園と同じ保育時間、朝の7時30分から19時まででございますが、保育をすることが可能となります。

今後の予定につきましては、今月下旬に幼稚園化に係る保護者説明会を開催いたしまして、8月に入園受け付けをしまして、来年3月議会にて条例等改正を行い、26年4月から本巣幼稚園として新たにスタートする予定でございます。なお、現神海保育園につきましても同様でございます。

今回、幼保一体化をするに当たりまして、現在の運営状況、特にサービスでございますが、これを下回ることがないよう、保育時間、または保育料等の設定を行い、市民にとって利用しやすく、利便性の高い園となるよう努めてまいります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございます。

着々と今計画が進んでいるということをお聞きしてうれしく思っていますし、やっぱり子育て支援、市長がいつもおっしゃっています子育て支援の重要な方針でもあると思いますので、待ちに待った計画でございますので、ぜひ今おっしゃったような6月下旬の保護者説明会、8月に入園受け

付け、26年3月を目指していくということでございますので、ぜひ進めていただきたいと思いますし、総合計画にも保育サービスに対するニーズの多様化に対処するため、特に未満児保育や、今おっしゃっていました延長保育、このこともきちんと計画の中に入れていただいておりますので、おっしゃっているとおり安心して子どもを預けられる施設の整備も終わりましたので、中身も同様に進めていただくことを切にお願いをしながら1番目は終わりたいと思います。ありがとうございました。

それじゃあ、2番目の真正地域は今後どのような計画があるかということなんですけれども、確かに児童・生徒も旧真正校下といえますが、真正地域は増加しておると思っておりますし、幼稚園・保育園についても一部改築をした経緯もございますが、今後真正地域は、それじゃあどのような計画を進められていくのか、お考えがあったらお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

真正地域につきましては、真正幼稚園、真桑保育園及び弾正保育園の3園がありますが、ここ近年市外からの転入者が増加傾向にありまして、特に真桑、弾正両保育園の未満児保育は飽和状態にあります。

また、今後さらに増加するものと考えられるため、真正幼稚園の増改築を行い、本巣・糸貫地域同様、真正地域の3園を幼稚園化することにより、幼保の一体化を図るものであります。

今後の予定といたしましては、26年度に真正幼稚園の施設改修設計予算を計上するとともに、3つの園での区割りの検討及び保護者説明会等を開催し、27年度に施設の増改築工事を行い、28年度より新たに幼稚園としてスタートするものであります。

また、この3園が幼稚園化されますと、今後人口の増加が見込まれる真正地域においても、3園での未満児保育が可能となり、近年保育ニーズが増加傾向にあり飽和状態の未満児保育についても緩和されます。

なお、現在の運営状況、これも先ほど述べましたが、特にサービスでございますが、下回ることがないように、そして保育時間、保育料等の設定を行いまして、市民にとって利用しやすく、利便性の高い園となるように努めてまいります。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございました。

真正地域も計画が進められているということを聞かせていただきました。

それで、今おっしゃっていますように飽和状態にあったり、子どもがふえているということがちょっと気になるんですが、待機児童はあるのかなのか、あればどのような対応をなされているのか、わかったら教えてください。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林君。

健康福祉部長（林 正男君）

待機児童の件でございますが、真正地域におきましては、今年度真桑保育園で未満児保育の希望者が定員を10名ほど超えて申し込みがありました。そこで、弾正保育園に若干のあきがあったということで入園をお勧めしまして、さらにあふれた方につきましては、糸貫の西幼児園に入園をいただいておりますので、現在では待機児童はゼロでございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高田君。

6番（高田文一君）

ありがとうございました。

本当に保護者の方が安心して子どもさんたちを預けられて、くどいようですが、子育てということが充実しているというふうに理解をしていきたいと思いますが、本日は本当に市長並びに健康福祉部長もはっきりと答弁をいただきましたが、今後とも質問に対してはそのような答弁をいただきたいと思っていますけれども、要望をして終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後からは、1時から再開をしたいと思いますので、御参集のほどをよろしくお願いいたします。

午前11時41分 休憩

午後0時58分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは午前に続きまして、一般質問を始めたいと思います。

7番 高橋勝美君の発言を許します。

7番（高橋勝美君）

議長のお許しを得まして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番目の質問としまして、物質的な豊かさでなく、心の充足を住民が感じる幸福度、GNHの向上に向けての行政目標についてお尋ねしたいと思います。

GNHというのは、国民総幸福量ということで、グロス・ナショナル・ハピネスというもので幸福度を示す尺度であり、また精神面での豊かさの値として、市民の社会・文化生活を社会の中で評

価、比較、考査することを目的としておると思います。

それで、国民総幸福量は国民総生産より重要として、1970年代にブータンの前国王が提唱した健全な経済発展、文化保護、環境保全、よい統治の4つの柱を9分野72の指数によって市民の満足度を調べ政策に反映させるということで、この9分野とは、1に心理的幸福、2に健康、3教育、4文化、5環境、6コミュニティー、7よい統治、8生活水準、9自分の時間の使い方などがこの9項目の分野に入っておるわけでございます。

そこで、質問理由としまして、バブルの崩壊やリーマン・ショックを通じて多くの市民が、物質的な豊かさでなく心の充足が大切だと気づき始めている。そうした市民のニーズを酌み取った施策を講じなければならない。どんな施策が幸福実感につながるかを模索し、各自治体で生かす狙いで、市区町村が幸せリーグという名をつけて連合体を結成し、どんな施策で住民の幸福実現向上を目指すか、基礎自治体が創設されました。

その中で愛知県の安城市は、やっぱりこれも市民の行政をそうした市民ニーズを酌み取った施策を講じなければならないということで、この連携に入っておられます。また、愛知県の長久手市も今年度、市民の13年度当初予算で、市民にとって何が幸せかをはかる指数をつくるために予算を盛り込まれています。というようなことで、各市町村ともこういうのを考えておられるわけですが、この連合体を組まれておるのは、発起人は東京都荒川区が発起人になられまして、発起人の幹事として京都府の京丹後市、また二人目の発起人幹事が茨城県のつくば市ということで、今後、この幸せリーグをやっていくということで連帯を組まれておりますが、当市も、幸せリーグに全国36自治体が連携されているということでございますが、当市も連携するかどうかの考えはいかがでしょうか。質問いたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、幸せリーグにつきましてお答え申し上げます。

幸せリーグにつきましては、議員御質問のとおり急速な少子・高齢化や長引く不況など、社会経済状況は一層厳しさを増しているということでございますし、また行政課題はますます多様化して複雑化している今日におきまして、住民に最も身近な自治体でございます市、また基礎自治体でございますが果たす使命というのは、住民の悩みや願いを受けとめ、その声に真摯に向き合い、また地域の将来を見据えて新たな課題の解決に取り組み、誰もが幸福を実感できる地域社会を築いていくということが目的として設立されたものでございます。

今回、こうした同じ問題意識を共有する基礎自治体同士が連携して、お互いに学び合い、持てる力を結集、補うなど切磋琢磨することが重要であるという趣旨から、17年度から幸福度の取り組みを提唱し、研究を続けてきた東京都の荒川区が発起人となりまして、荒川区と連携や視察受け入れの自治体に対して呼びかけを行いまして、本年6月5日に全国現在で52の自治体によって結成され

ているというものでございます。本県でも大垣市が参加しておりますし、東海3県では5市1町が参加しております。

幸せリーグと同様に全国の自治体におきましても、住民の幸福を基点として行政運営に取り組もうとする動きが広がりつつありますし、本市におきましても第2次行政改革大綱におきまして、量から質への行政サービスの転換を基本方針といたしまして、満足度や精神的な豊かさを得られるサービスを提供していくということとしております。

今後におきましては、こうした幸せリーグの取り組みなどの活動内容に注視をいたしまして、市民の幸福実感につながるものであれば、連携も含めて検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

今、企画部長から今後、連携を考えていくという御答弁をいただきましたが、特に昨年度、19回全都市住みよいまちづくりランキングに、本巣市は全国4位ということで上げられております。その中で、また二、三日前の新聞では人口増の12年度の動態調査ということで、本巣市は北方町と同時に少ないですが11人ほど去年とことしの調査でふえておると、人口増になっておるといようなことが新聞紙上にも載っていました。というようなことで、今後住みよいまちづくりに対して、ますますそういうことを考えていただいて、本巣市の人口増加も考えながら考えていただきたいと思っておりますから、よろしくお願いたします。

それで三重県の松阪市は、今幸せシティーサポート会議というものを立ち上げておられまして、市民を無作為に抽出して、公募の市民による11年から13年度総合計画の中へ市民のみんな未来像を、市民みんなで幸せを実感できるまちということで、市民の目線で話し合えるまちづくりを考えておられるということが先般もある新聞に書いてあったわけでございますが、特に本巣市もそのようなことを考えて進めておられて、もうちょっと進めていただいたらどうかなと思っておりますが、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、幸せシティーサポーター会議につきましてお答え申し上げます。

幸せシティーサポーター会議は、議員おっしゃられたように、松阪市が平成26年度から始まる総合計画に市民の声を反映させるため、市民と学識経験者等で構成する幸せシティーサポーターを設置したというものでございまして、平成24年度からよりよい未来を構築するために、望ましいまちづくりの方法や市民と行政がともに目指すべき目標を考えるため、分野別会議テーマを定めて、市

民から見た地域の課題やその課題解決に向けて市民、行政がともに話し合い、市民みんなで幸せを実感できるまちづくりを進めているというものでございます。

こうした会議は、幸せリーグでもお答えいたしましたように、行政課題が複雑化し多様化する今日、市民の幸福をきちんと知って、市民とともに行政運営に取り組もうとする動きが広がりつつあるということでございます。

本市におきましても、市民参加のまちづくりという点におきましては、市民とのパートナー制度により公募いたしましたまちづくり楽校パートナーによりますまちづくり講演会等を開催しているところでございますが、昨年度策定いたしました市民協働指針による協働のまちづくり等を推進するため市民協働・市民活動推進協議会というのを設置いたしまして、幸せサポーター会議にかわるものとして、市民目線での地域課題の抽出、またはその課題解決に向けて市民とともに考え、満足度・幸福度の高い行政サービスに努めていきたいというふうに考えております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7 番（高橋勝美君）

今、部長からの御答弁の中で、市民推進協議会等も母体にして前向きに考えていただけるということでございますが、ますます岐阜市の近郊の本巣市が住みやすいまちになっていくことをお願い申し上げて、この 1 番の質問を終わりたいと思います。

2 番目に、富有柿の里の他用途の使用についてということで、質問理由は、富有柿の里で毎月 1 回地元の農産物、産地の農産物を販売して、結構郊外からお客さんが来ていただいたりしておりましたが、だんだんそれがなくなってしましまして、本年度、富有柿の里の管理費が3,687万6,000円ほど計上されてありますし、そこで使用料が302万8,000円ということであり、また施設の工事費がその中で846万8,000円も見込んでおられますが、今後この建物も古くなってきましたが、施設の補修やいろいろ管理費等に施設費がたくさん要るかと思いますが、その辺のことで、今後利用の方法を考えなければいけないと私は思うわけでございますので、1 番目に、この他用途の利用はできないかということの一つお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問の答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの富有柿の里の他用途の使用についてでございますが、富有柿の里は農業農村活性化農業改善モデル事業によりまして、国・県の補助金を受け、平成 4 年度秋に特産品であります富有柿を核として、魅力ある農業の推進を目指しオープンした施設でございます。

現在、研究・研修施設として、柿づくり塾、いきいき農業塾、農業体験事業、地産地消料理教室などを開催し、市民の皆様にも各種会議、研修会、文化クラブの活動などとして利用していただい

ておりまして、合併時の利用人数は2万8,000人余りでございましたが、平成24年度は5万6,000人余りと倍増しております。また、補助事業により整備された施設であることから、バイテク研究室、農産加工室、柿資料展示コーナーについては、この施設特有のものであることから、目的外使用ができないものと考えております。

その他の施設につきましても、議員御指摘の他用途の内容につきましても、補助事業における目的外利用とならない範囲におきまして、他用途の利用目的や内容により関係省庁とも協議し、富有柿の里管理運営委員会において、審議していただく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

今部長からのお話を聞きますと、やっぱり補助金対象等がありまして、何か他用途の使用は大変難しいというお話で、関係省庁との調整が必要だということでございますが、これから今後進めるにおいて、特に平成32年には東海環状道路のインターチェンジ等の完成をしてくると、けさもトラックが6台ぐらいあそこで入っておいりましたんですけども、朝、トラックの待機所のようなふうになっておりますので、大きいバス等が入れるには、ああいう柿の里へ入れるほうが私はいいだろうと思うんです。そんなもんですから、あそこへ人が入って、もうちょっと柿の里の活性化にもつながってくるんじゃないかと思えますもんで、その辺も今後何かの使用ができる方法を関係省庁とよく打ち合わせしてもらいたいと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再質問を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

以前にもそんないろいろ計画とか申し出といたしますか、こんなことでというような利用方法について関係省庁に問い合わせたことがございます。

その中で、今類似の施設がないといたしますか、先ほど申し上げましたバイテク研究室、農産加工室、柿資料展示コーナーというものにつきましては、この施設特有のものであるということで、この施設については、その多目的の利用とか他用途の利用、ほかの用途の利用はちょっと難しいというような御返事をいただいておりますので、今の答弁とさせていただきますところでございます。

〔7番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7番（高橋勝美君）

施設も古くなってきたから、何とかその辺のところは利用価値を変える方法を変えれんかという

ことも努力していただきたいと思っております。

それと、道の駅があそこにあるわけですが、道の駅、富有柿の里、糸貫で産地の農産物を買っておられるわけですが、昼どきになると、食事をするところがないかというようなお尋ね等があるようでございまして、あそこは土地がまだ広いところがありますので、今後、外注でも結構でございますもんで、それと先ほどちょっとお話し申し上げました高速道路のインターチェンジも完成すると淡墨桜のシーズン、または根尾へ行かれる夏場のシーズン等も、おりたところでバスが3台も4台も入れるようなところで、食事をするところがないもんですから、そんなような施設等も、今後は本巢市の観光のためにも考えていかなきゃいかんと思っておりますが、それと食事をされれば、今の古墳の館等も休業しておるような状態でございますが、あそこも昼でも食事をしたら、バスで来られたらあそこを利用して見学をされるというようなこともできるかと思いますが、今では何も古墳の館のほうも使っておられないような状態だと思んですが、それとあそこへ私、中国の方を連れていきましたら、本当に雁木玉等を見ていただいて、長い時間あそこで時間を費やして見ておられました。

そのようなことで、今後その辺のところインターチェンジができるまでの間に、これは要望でございますが、そういうレストラン的なところ、また大勢人が入ったときには柿の里等でも利用できるものがあるかと思いますが、そういうようなこともお考えられるかどうかをちょっとお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

レストランとかというお話でございますが、仮にその調理室、農産加工室でございますが、今の利用状況を申し上げますと、地産地消料理教室及び楽農会が主催する体験学習、あるいは各種振興会婦人部、農協婦人部会及び農産加工品の団体としてむくの木グループとフルーツ工房糸貫が年間、去年の実績で申し上げますと109日間以上、補助目的に沿った利用をしております。

この農産加工室を利用するということになりますと、その施設を109日間御使用になっておられますので、かぶさるようなことはちょっと難しいかなあというふうに思っております。

今おっしゃいました広い土地があるので、そこで新たにということであれば、またそのことについては考えさせていただくことになると思いますけれども、その他の施設におきましても調理設備がないので、飲食業者の使用はできないものとちょっと今のところは考えております。

現状の施設では、施設改修が必要となることなどを含め、使用は困難であるというふうに考えております。

いずれにしても、補助事業施設であることから、補助目的に沿った利用にやっぱり限定されるのかなあ。その都度例えばお話があれば、その都度検討はさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7 番（高橋勝美君）

今の調理室等は大変使えないかもわかりませんが、そういう補助事業が対象で。ただ、民間の方が利用できる調理室を別棟に少しつくって、それによって食事をするところは今あいておる部屋を利用すると。バスなんかで来られて、30人が40人入れる部屋があるから、そこで食事をしてもらうというような方法もとれると思いますが、その辺、今後の私の要望として市長のお考えはどういうお考えでおられるのか、ちょっと教えてもらえませんか。

議長（後藤壽太郎君）

要望ですか。

7 番（高橋勝美君）

はい。

議長（後藤壽太郎君）

要望、質問やね。

7 番（高橋勝美君）

要望の質問で一つ市長もどういってお考えでおられるか知りたいです。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、再答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

先ほどから産業建設部長がお答えしていますように、もともと富有柿の里補助事業で、その補助目的に従ってつくった施設でございます。

基本的にはやっぱりこの補助目的を逸脱しない利用しかできないというふうには思っております。だんだん古くなってまいりまして、毎年施設の改修等々やらせていただいております。御質問のようにですね。ということで、これからいろいろと施設管理費もかさんでくるとは思いますけれども、補助事業が全部終わった後、新しく建物を立て直すということであれば、いろんなことができるかわかりませんが、現時点でやっている間は、なかなか難しいんじゃないだろうかというふうに思っております。

ただ、空き部屋をそういうことで使うということは、今現在でもあいておる部屋の部屋を使っていただいておりますけれども、ただ、今観光客の食事をする場所にレストランのように富有柿の里が使えるかどうかというのは、ちょっと検討の余地があるんじゃないだろうかと思っております。やはり基本的にはそういった業界の方、業者の方々がそういう施設をつくっていただいて、そこでやっていただくというのが基本じゃないだろうか。例えば今の道の駅の糸貫のところであれば、まだ近くにあればあるわけですから、その隣にそういったものを自分たちで誰か民間事業でつくっ

て、あわせてやるとか、それからインターができますから、インターの近辺にそういったレストランの類いを建設してやっていただくとか、やはり基本的には民生活を重点にしていくべきじゃないだろうかというふうに思っております。

やはり富有柿の里をそういうレストランがわりのレストランの休憩というような形で使うというのは、なかなか補助目的等々からしても、これは難しいんじゃないだろうかというふうに私は思っております。

〔 7 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

高橋君。

7 番（高橋勝美君）

また一つ要望でございますので、民活も利用して何とかあの辺の活性化をひとつお願いしたいと思っておりますから、よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、8 番 安藤重夫君の発言を許します。

8 番（安藤重夫君）

議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

合併特例債につきまして質問をいたします。

本巢市合併10周年を迎えるに当たって、現在までにさまざまな事業が実施されてきましたが、これらの事業には合併特例債が使用されてきましたが、何らかの報告が議会に必要でないかと考えておりまして、よって現在までの事業内容、事業箇所、事業費及び本巢市の合併特例債枠における今後の使用できる金額を議会に書面にて報告を願いますということで、お願いいたしましたところ、早速、企画部長のほうから本日早朝に提示されてきましたのが、合併特例債借入状況ということで、借入可能額が162億8,000万ですね。残高が102億5,530万と、ざくっと60億2,470万がここ合併以来使用されてきたということで報告をいただきまして、まことにありがとうございます。

一括方式でございますので、2 番に入らさせていただきます。

樽見鉄道の新駅の計画についてでございます。

平成23年6月議会において新駅建設計画を提案いたしました。今議会では具体的に書面をもって再度提案をいたします。

まずは、図3-3をごらんください。

下にあるのが、新しくつくろうとする計画を持っておりまして、これが駅でございます。その上にJR本線北側に上り線と下り線が計画されております。なお、この図面は、JR本体が設計した図面でありまして、図3-3上り線移設案線形スケルトンです。そういうことでございます。

向かって図面の左手が名古屋方面でありまして、右手が大阪神戸方面になります。下り線になります。新駅は、このように新しくポイントを設けまして上下線を設置します。これはちょうど名鉄

の中部国際駅を想像するように、どん突きで、それで中央に地下道中心と書いてありますね。これが下り線ですね。下り線を利用する場合は、この地下道を通って下り線に乗り込むということになります。上り線はそのまま左手の名古屋方面へ行くということになります。このように御理解を願いたいと思います。

次に、表4 - 1をごらんください。

左側に橋上駅、右側に高架下駅ということで、図面は略図でこのようになっております。橋上駅ですので、高いところに駅ができます。反対に高架下駅は、右手の低いところにあるという意味であります。

ざくっと読みますと、まず橋上橋のほうは、駅舎は線路上空にあるため広場からよく見え、まちの玄関として象徴効果が発揮できる。高架下駅は、駅舎が広場から見えにくく、目立たない。

利便性、高低差が駅利用者で18メートル、通過交通で24.6メートルと著しく大きいため階段の上り下りが苦痛である。高架下駅のほうは、広場とホームの高低差が少なく、最短経路であるため利便性がよい。それぞれの評価は と×であらわされております。

広場機能といたしましては、自由通路の階段が広場内に設けられるため広場が狭くなる。反対側の右手の評価は、階段がないため広場機能が軌道に制約されない。

安全面は、自由通路と階段が長く、転落等の危険がある。高架下駅のほうは、水害が起きたときの駅舎の被害が大きい。

工事費でございます。25億7,000万。高架下駅は25億3,000万。

総合評価といたしましては、橋上駅のほうは でありまして、高架下駅は ということでございます。これはJ Rの評価であります。

先ほどの図の3 - 3ですね。スケルトン図と同じ時期にJ Rがこういったふうに評価をしております。

平成23年6月議会におきまして、当時この提案を申し上げた市長答弁に、そのほかに路線工事費がかかると。1メートル当たり約100万円、300メートル優がありますので、約3億。こういった必要の工事費がかかると。その他に用地買収費、周辺整備を合わせて私は4億円ほどだと考えております。J R東海の見積額は先ほどの25億4,000万になっておりますが、25億3,000万でございます。25億3,000万から25億7,000万であり、先ほどの4億を加算しますと合計約30億と考えられます。

ここで、樽見鉄道による資料1をごらんください。

これが、樽見鉄道が私のほうへ教えてくださった樽見鉄道駅の各駅の駐車場及び駐輪場の使用の可能台数であります。ざくっと駐車場は182台、駐輪は495台というような報告をいただいております。こういった各駅の無料でとめられる無料駐車場の状況がよくわかると思います。

先般23年の一般質問にも報告しましたように、J R東海穂積駅は当時で朝夕9,000人の乗降客がありまして、それで、そちらの駐車場の使用料は露天で7,000円から8,000円、屋根つきだと1万円から1万2,000円ということでございます。先ほど申しましたように、朝夕の乗降客の3割がこの駅へ移動してもらえるとということなら、この樽見線の健全経営が成り立つのではないかなあと、こ

ういった期待をかけるわけでございます。

そこで、また新たに提案を申し上げるわけですが、この資料2でございます。

大変私としては言いにくうございますが、旧真正の方々の樽見線に対しての思いは、2年前にも申し上げましたように、遮断機がおりるたびに、列車が通過するたびに、また来たど、面倒くさい、邪魔くさいというのが本心であります。それはなぜかといいますと、旧真正におきまして北方真桑駅が1つあるのみで、そこには駐車場のスペースもございません。余裕の駐車スペースはありません。

そこで先ほど申しましたように、十四条の東工場団地に当たりますが、藪先踏切の東側に新駅をつくったらどうかと。ここの工場団地には200人の方々が勤務されております。従業員が出勤されております。ここに新駅をつくりまして、20台ほどの駐車スペースを設けることにより、旧真正の方々の樽見線に対しての思いというものも、それぞれおありでしょうけれども、少しでも樽見線への活用に理解が得られるのではないかと、こう思う次第であります。それが資料2ですね。

それから、先ほどのその新駅の場所ではありますが、この図面を見てください。JR東海のすぐ北側になります。矢印で書いてあるのが横屋駅であります。横屋駅を通過しまして、しばらく南下をしまして、大きく右へ線路が曲がっていきまして、揖斐川の沢渡の鉄橋と我々は呼んでおりますが、沢渡の鉄橋を渡って大垣へ入り込むわけですが、この沢渡の鉄橋と申しますのは、かつて国鉄時代に旧国鉄が箱根鉄道よりこの鉄橋を移設したという経緯がありまして、耐用年数が既に過ぎておると聞いております。これを新しくかけかえるということになりますと、40億とも50億ともいうような経費がかかると、これも聞き及んでおります。そういった40億も50億もかけて新しく鉄橋をかけかえたといたしましても、この樽見線の経営改善にはとてもつながるとは思えません。かけかわった当初はどんな橋かなあということで、一、二回は乗られるお客さんもおありでしょうが、根本的な経営改善にはつながらないと考えます。

そこで、私どもの本巢市の財政の問題に少し入りたいと思いますが、基金だとか積立金だとか、いろいろ減債基金だとかありますが、基金は93億、財政調整基金が53億、減債基金が4億、その他36億。反対に地方債、要するに借入金ですね。借入金が138億、企業債が111億、水道の債務が27億、下水で84億、地方債と企業債を足しますと249億、実質公債費率が5.7ということになっております。これは平成23年度現在であります。

そこで、先ほど最初に企画部長から報告をいただきました合併特例債の件でございますが、約100億まだ使えるお金があるわけですね。言ってみれば100円市長の懐にあれば、そこで、ざくっと瑞穂市と我が本巢市が半々で折半というようなことになるのかならんのかわかりませんが、なつたといたしましても、4億5,000、4億でこの話が新駅ができると考えます。私はそういうふう提案を申し上げるわけですが、その中の100円の懐の中から4円50銭か5円を市長から出してもらいたいと、こう考えるわけですがいかがでしょうか、市長の御見解を。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ただいまの1項目めの合併特例債についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、先ほどお配りいたしました合併特例債の借入れ状況についてちょっと御説明だけさせていただきます。

この合併特例債につきましては、合併による増加人口、また合併市町村数等を要件に算出されるということございまして、標準全体事業費に充当率95%を乗じて得た額でございます借入れ可能額を限度に、合併市町村がまちづくり推進のため新市建設計画に基づいて実施する事業に要する経費に対して地方債を起こすということができるものでございます。

当初は、合併年度及びこれに続く10カ年に限り、その財源として借入れることができるという地方債となっておりますんですが、昨年の6月ですが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律というのが公布されまして、合併特例事業推進要綱の一部改正によりまして、5年間実施期間が延長されました。平成30年まで起債を起こすということができるようになったところでございます。

議員先ほどおっしゃいましたように、本市における借入れ可能額は約162億8,000万というものでございます。平成16年2月の合併以降、西部連絡道路整備、また本巢中学校建設、学校給食センターの建設といったものに活用しておりまして、平成25年度に借入れを予定している額を含みますと、現在60億2,470万となっております、残りの102億5,500万ほどが今後借入れできる可能額というものでございます。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは続きまして、2項目めの樽見鉄道新駅計画についてということの答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、樽見鉄道新駅計画ということで御質問ございましたので、答弁を申し上げたいと思います。

樽見鉄道の新駅延伸、南伸というか、この件につきましては、安藤議員、前にも御質問いただいて、樽見鉄道の新駅の大変力強い夢を持っているというか、希望を持っているというんですか、また改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

我々も樽見鉄道をいかにして運営していくかというのが、毎年大きな課題になってきておりまして、年々いろいろと議会にも御相談しながら、存続に向けての取り組みをさせていただいておりますけれども、もっともっと長期的観点に立って、いろいろと考えていかなきゃならない、そんなときにも来ているんじゃないだろうかということも思っております。

そういったことで、先ほど来ちょっと御質問ございました2点につきまして御回答申し上げたいというふうに思っております。

まずは、横屋の新駅のほうでございます。

これにつきましては、一昨年の6月に御質問ございまして、そのときも答弁させていただいてお

りますけれども、先ほど来30億ぐらいというお話もされていますけれども、お話のように大変な多額な費用がかかるということでもございまして、また、つくる位置というのが本巢市ではなくて、瑞穂市になるということで、本巢市だけの判断で決めるというわけにはいかない。やっぱり関係市町の意見も伺いながら検討していかなきゃならないというふうに思っております。

そういった中で、最近変わった状況というのが、地方鉄道について県もいろいろと一生懸命今考えていただいております、我々の樽見鉄道沿線の市町も含めて、昨年末に市町村から我々交通事業者というのが、これから有識者そういった者も入って、いろいろ協議会というのをつくって、この樽見鉄道も含めた今の地方鉄道をどうしていくかという議論が進められてきております。

そういった中で、樽見鉄道の利用に関するアンケートというのが昨年、ちょっと今の協議会のほうでやられました。それは、我々樽見鉄道を今までもずっと支援してきております5市町を含めて、大野町も含めた6市町を対象に3,000世帯を対象にしたアンケート調査というのが昨年末に行われております。その中の項目の1つに、あくまでも仮定の話ということですが、樽見鉄道を今議員御指摘のような東海道本線まで南伸させたとき、そのときにどうだというアンケートを今とっております、そのアンケートの分析を今しておられます。また、近いうちにこの3,000世帯を対象にやられたこのアンケート調査の結果が多分発表されるんじゃないかと思っておりますし、またそのときに、その発表前に我々この関係自治体にもその調査の結果が来るだろうというふうに思っております。

そうしますと、この沿線の6市町の方々がこういう東海道本線まで伸ばしたときに、どうだということについての御意見というんですかね、そういう結果が多分出てくるだろうというふうに思っております。もしその中で、いろいろと結果が出たものを踏まえて可能性等々も、もし大多数の方々がそういうことをぜひやりたいよと、やってほしいよという御意見、そしてまたそれができれば乗るよとか、そういうような話が出てくれば、そういうものを含めて関係市町とまた協議をしていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、近いうちにそういった報告が出たところで一つ一つ検討を進めていきたというふうに思っております。

それから、2つ目に、十四条の近くに駅というお話もございました。樽見鉄道をこれからももっと利用を多くするためにもどうだということで御提案がございました。

新駅の建設というのは一番最近の例でございますと、モレラ岐阜駅、モレラ駅ですね、これを建設いたしておりますけれども、そのときに約5,000万ほど経費がかかっております。あわせて駐車場も整備するということで、今回モレラ駅ではやらせていただいておりますけれども、経費が駅の5,000万にプラスして駐車場の経費もふえてくるというようなことで、5,000万円プラス何がしかの金が、駅をつくり、そして、その周辺に駐車場をつくれればかかってくるというふうに思っております。

そういったことから、この経費を投資したときの費用対効果というんですかね、駅をつくったことによって利用者がどれぐらい出てくるかとかいうようなことも、ちょっと検討しなければなかな

かなりませんし、また、まだまだちょっと樽見鉄道の現在の状態での駅をつくったときの場合、それからまた逆に今の横屋のほうに伸ばしたときに新駅をつくった場合というのでは、当然条件が違ってまいりますし、また利用者も変わってくると思いますので、そういう不透明なところがございまして、いずれにしても、その辺前段のほうの駅、JRのほうの駅のほうのそちらのほうのことをまず検討しながら、こちらのほうの新駅のほうはまた別の観点での検討材料というふうにしていきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、アンケート調査等も踏まえながら、そして市民の皆さん方のそういう御意見、御要望等もお聞きしながら、今後どう展開していくのかということを考えていきたいというふうに思っております。と同時に先ほどから合併特例債100億からあるというお話でもございまして、合併特例債といっても、別に補助金ではございませんで、やはりまだまだ3分の1は市の経費を単独で出さなければなりませんし、また3分の2は今国のほうで最終的には、交付税算入等々で見ていただけるということは、ある程度想定されておりますけれども、必ずしも私の口から前みたい国を疑心暗鬼になってはいけませんけれども、交付税制度そのものを含めて本当にそういうちゃんとした約束ができるのか、そしてまた今の財源対策債やなんかでも今やっていますけれども、本当にそれが将来的に全て国の面倒でやってくれるのかどうかというのは、当然そういうことがあれば、交付税額そのものがふえていくなら、多分そういうことも可能でしょうけれども、今御案内のように、今の国のほうは交付税を来年度以降、リーマン・ショック以降ふえている1兆5,000億の交付税も今減らそうという、そういう動きも出てきております。私は将来的には交付税はふえていくほうではなくて減っていく方向に行くんじゃないだろうかというふうに思っております。

そうしますと、どんどんこういった国で面倒を見ていただける起債だといっても、安心してやっていける、そういう財政状況ではなくなりつつあるんじゃないだろうかというふうに思っております。やはり不要不急のもの、将来に残してそしてこれはやっぱりやっていかなきゃならないものというのは、選択しながら投資をしていかなきゃいけないというふうに思っております。決して合併特例債を使うことにちゅうちょしているわけではなくて、やはりもっともっとよく考えながら、そして将来にも残したときに、借金を残しても後世の方々に喜んでいただけるような、そしてまた残って、そしてなおかつ自分たちが使っているから自分たちの借金としてでもいいよというような起債をこれからもやっぱり発行していく、そういう方向でやるのが原則じゃないだろうかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、この樽見鉄道の問題が出てきたときに、もしそれを建設ということになれば、そういうことについて合併特例債を使うということにちゅうちょしているわけでもございません。沿線市町と合意ができれば、それは当然やっていくものであると思いますけれども、合併特例債についての考え方というのは、合併特例債だけじゃなくて起債というものに対する考え方というのは、私はいつもそう思っていますけれども、健全財政をこれからも維持していくためには、不要不急の借金はしない。そして将来に向かって健全財政を維持していく。これがやはりそのとき

に市政を任された者の責任でございます。借金のツケを後世に残す、これだけは避けたい、そして残しても後世の方々にも納得していただける、そういう起債の使い方をしていかなきゃならないというふうに思っております。

合併特例債の話も出ましたので、御質問に最初は予定ではなかったんですけど、急遽入りましたので、ちょっと私の感想を述べさせていただきますので、よろしくお願いたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8 番（安藤重夫君）

ありがとうございましたとはなかなか言いにくいです。

企画部長におかれましては、早速資料を添付、配付していただきまして本当にありがとうございました。

市長、そこで、合併特例債は国の約束事であると私は信じております。

財務省が言い方を変えて、どんな政権がこの世に中央で成り立とうが、合併特例債は合併特例債でありまして、急に変わるとは市長の判断ではそうかもしれませんが、私はそういうふうに理解しておりません。

66%、約70%は国が持ってくると、そのために合併したんだと、合併する要するにあめ玉なのか何か知らんが、当時もらえたのがそういったもんだと、あめ玉の一つだと理解しております。

ですから、先ほどの話で25億何千万、3億の4億のざくっと30億だと。30億の3割で9億だと、9億の半々としても4億5,000万だよというお話をさせてもらったんですが、合併特例債を眉唾の言われまして、私もえーという考えをそこに起こすんですが、さりとして市長、これから樽見線の経営改善につながるに毎年何千万というようなお金を投入しないことには、樽見線第三セクターは運行はできないというのが現実であります、そのとおりではありませんか。

それから、23年の6月にも申し上げましたように、先ほどの一般質問の中にもありましたが、旧外山村、根尾村の将来を市長はどういうふうにお考えですか。

私ども南部の人間にしてみれば、樽見線はどちらでもよしいんです。樽見線がなくてもJR穂積駅へ5分か10分で行けます。何の不都合もありません。ですが、そうじゃないと私は思うもので、この問題を2回目取り上げさせてもらっておるわけですが、旧外山村、既に複々式学級になっておるでしょう。旧根尾村はああいった複々式学級になっておりまして、中学校は全校で三十何人というのが現実であります。そういった旧2つの地域の5年後、10年後、20年後を考えると23年にも申し上げましたが、そのあたり市長、いかがお考えでありますか。

議長（後藤壽太郎君）

樽見鉄道の必要性ということですか、そういう問題で。

それでは、再答弁を市長、お願いします。

市長（藤原 勉君）

合併特例債の考え方のところ、ちょっと誤解があるようですね。

合併特例債というのは、今の66%、3分の2確かに交付税算入されるということですが、これは何度も申し上げるように、交付税総額がふえれば、それはどんどんほかの発行額を見ていくというんですけれども、合併特例債の交付の中でも需要額には入っていくんです。というのは、他の経費がどんどんそれに合わせて削られていくということなんです。ですから、本巢市に入ってくる金が合併特例債の分は入ってきますけれども、その他の経費ではどんどん下がっていく。これは全国市町村全部そうですけれども、交付税総額が今よりかもどんどんふえていけば、合併特例債が発行に応じてふえていけば、全て合併特例債を使った金額をどんどん見て、そして各自体も全部満額面倒を見てもらえたということで、問題はないんですけれども、そうではなくて、合併特例債を発行してふえても、一般の経費のところをカットして、そいつを面倒を見た見たという方向に今なりつつある。それで、私が言っておるだけでなく、今の全国のその他東海地域の各市市長さん方もいろいろ市長会等々でも絶えずその議論が出るんですけれども、財源対策債も含めて100%国が面倒を見ると言っていますけれども、それはその分は入るんですけれども、一般経費で見ている交付税の分はどんどんカットしていくということによって、最終的には各市町村の交付税額が減っていくという仕組みになっておるんですね。

ですから、合併特例債を余り頼って合併特例債特例債とやって、面倒を見てもらった見てもらったということで、議論というのは、なかなかそういうふうにはなりませんよと。結局はどこは申しませんけれども、昔、私たちの経験で、国で半分以上交付税で面倒を見てもらえるからということで、地域のまちづくりの起債をどんどん発行して、最終的には一般財源がどんどん減って行って、借金を返すほうにどんどん、交付税で見てもらってもその金を借金返済のほうにどんどん回して大変苦しんだというのが、私の前におった職場の団体でも、そういう事例も現実に出ております。

そういったことから、私もやっぱり自分自身の反省としても、やはりそういう安易に合併特例債に頼らない、そういった財政運営をしっかりとしながら、財源確保をしながら起債に頼らない、財政運営をしていかなきゃいけないという意味で申し上げておるわけでございまして、合併特例債はちゃんと発行した分、それだけはちゃんと交付税参入されます。そうしたら交付税総額がふえるわけじゃないですので、通常の経費がどんどんとカットされて、つじつまだけが合っていくという、そんな仕組みになっておるのが交付税の制度の特徴でもございます。その辺を念頭に置きながら財政運営をしていこうというふうに思っております。

それと、先ほど樽見鉄道の話とそれから根尾地域の活性化の話とかちょっと今こんがらがって、ちょっと一緒にそれに入っている部分がございますので、根尾地域の振興というものについては、私はもうずっと議会で質問があるたびにお答えしますし、根尾地域の振興ということで、いろんな事業にも取り組ませていただいていますし、また皆さん方の声も聞きながら、やらせていただいております。

その一つの試案で今樽見鉄道があるということであって、樽見鉄道がなくなれば根尾地域、それから外山地域がどうこうなるという、そういうところに行く行き着く短絡的な部分じゃなくて、

もっともっとやはり総合的に根尾地域、外山地域の振興というのは考えていくべきじゃないだろうかと。やはり樽見鉄道があるなしにかかわらず、そういうものはしっかりとやっていかなきゃならないなというふうに思っております。

樽見鉄道は樽見鉄道として、それを振興策の一つとして樽見鉄道もうまく使えればうまく使いながら、やっていくということだろうというふうに思っております。

これからも、沿線5市町のいわゆる協力関係をいただきながら、樽見鉄道の存続にはこれからも一緒に取り組んでいかなきゃならないと思っていますし、これからもそれぞれ地域温度差はございますけれども、やはり樽見鉄道をこれからも何とかしていこうじゃないかという自治体のほうが多いわけですので、これからもそういう方向を確認し合いながら、前へ前へと進めていきたいと、そんなふうに思っておるところでございます。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8番（安藤重夫君）

認識不足だと言われるなら、合併特例債に対する認識が甘いと言われるなら、要するにパイが変わらないということですね。

合併特例債で何十億という国からの助成が入った分だけ、ほかの補助金がそれだけ下がってくるよ。ですから、パイは同じだよという、そういう説明でよろしいね。

それはおかしいでしょうと僕が言ってもどうしようもないんやが、それが本当だったら、まるでなんか言い方が悪いが嫌らしい表現だけれども、信用がおけんということでしょう。そういうことじゃないですか。

それから、根尾地区に関して旧外山村に対して、この新駅の構想ができることによって、根尾樽見発50分か60分で名古屋栄へ通勤圏になりますよという提案ですよ。根尾が栄の通勤圏になりますよ、そういうことですよ。新しく若者が環境のいい、そういったところで住めますよということですよ。

先回も、真桑小学校校下へどうしても住宅が欲しいと4軒の方から相談がありました。それは何かというと、JR穂積が近いわけですね。そういうことなんです。別に弾正でもいいわけだけど、弾正だと、また2分か3分かかると。だったら真桑小学校校下でどうか土地を探してほしいと。4軒から頼まれたことがある。それが神海だとか鍋原だとか、佐原だとか、そういったところが名古屋圏の通勤圏になるから、こういった提案をしておるわけです。

ぜひとも御理解のほど、何千万何千万って市長、毎年樽見鉄道に補助金を出しても経営改善のめどはつきますか。つきませんでしょう。ましてや先ほど言いましたように、沢渡の鉄橋がそんな状態だと、40億も50億も新品にかえるとお客がふえるかといえば、そんなもんじゃないと思いますよ。いかがでしょうか。

それよりも何よりも、いかがでしょうじゃない、ぜひとも先ほど御答弁ありましたように、関係

の市町とよく協議をされまして、そして新しい駅に向けて決断と英断をお願いしたいということで、締めくくったほうがいいでしょう。終わります。

市長何か返答ありますか。

議長（後藤壽太郎君）

要望ということで。

8番（安藤重夫君）

いいですか、じゃあ終わります。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、ここで暫時休憩します。

30分まで休憩します。

午後2時09分 休憩

午後2時30分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは再開をいたします。

9番 道下和茂君の発言を許します。

9番（道下和茂君）

それでは、議長の許可を得ておりますので、通告の3項目について質問をさせていただきます。

前の安藤議員におかれましては、本当に根尾のことを真剣に考えていただきまして、ありがたい質問をしていただきました。また、市長におかれましても、本当に根尾の活性化について本当にありがたいお言葉をいただきまして、出身議員といたしまして感謝をいたしておるところでございます。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

まず1項目めでございますが、本巢消防の根尾分署エリアにおきましては、高齢化や生活環境の変化などで人口の減少が著しく、それに伴い消防団員の減少が顕著にあらわれております。消防非常時などに出勤できる人員確保に苦慮をしている状況でございます。さらに、コミュニティーの共助の精神の希薄化により、地域住民の安全・安心に大きな問題となってくると考え、3点について質問をさせていただきます。

初めに、総務部長にお尋ねをいたします。

現在、それぞれの分団ごとの定員と在籍団員数は、また訓練や非常時出勤時の平均出勤団員の出勤率は、またその数値を担当部はどのように捉え、対策を考えておりますか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

では、分団ごとの定員と在籍団員数、それから平均出動団員の出動率についてお答えいたします。  
まず消防団組織につきましては、平成24年度にこれまでの方面隊制から分団制に再編しました。  
消防団本部及び7分団で現在構成しておりまして、本部に属する機能別団員といたしまして、女性分団とラッパ隊を含めて条例上の定員は275名となっております。

分団ごとの定員につきましては、第1分団が60名、第2分団28名、第3分団41名、第4分団24名、第5分団28名、第6分団、第7分団がともに32名、それと女性分団10名、ラッパ隊15名で、このうち定員を満たしていないものが、第1分団で5名、女性分団で1名、ラッパ隊で9名というふうになっております。

また24年度の災害・警戒出動や訓練などの出動率につきましては、第1分団が32.5%、第2分団が48.3%、第3分団が44.9%、第4分団が65.8%、第5分団が86.3%、第6分団が52.7%、第7分団56%でございました。

こうした現状を踏まえまして、平成21年度より消防団応援隊を任用し、昼間の時間帯における消防団の機動力の強化も図っているところであり、引き続き消防団員の確保ということでございますが、消防団活動のPRですとか、女性団員の加入促進、また事業所の協力体制の確保など動きやすい環境づくりに努めているところでございます。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

それでは、再質問をいたします。

ただいま出動率、並びに団員数をお聞きしました。

この出動率につきましては、大きな差があることは、なぜこんな差があるのかということと、出動率の年推移の変化をどのように捉え、これからの改善につなげていくのか、検討の考えはありますか、お伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

まず最初の出動率の分団ごとの大きな変化ということでございますが、こちらにつきましては、主に訓練出動と申しまして、操法訓練ですね、こういったものの訓練の回数に多少、多い少ないというものがございまして、先ほど述べたような出動率になっておるところでございます。

それから、出動率の年推移ということですが、ちょっとこの辺の年ごとの数値は捉えておりませんが、こういった出動率もございまして、何よりもやはり団員の確保ということで、先ほど申しました消防団活動、消防団員の方が動きやすい環境づくりですね。事業所の協力等も仰ぎながら、そういった環境に努めていきたいというふうに考えております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

ただいま団員確保という面からいろいろ消防団につきまして、それぞれ事業を行っているということでございますが、次の消防団サポート事業の現状についてをお尋ねいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

消防団サポート事業の現状についてお答えいたします。

この消防団サポート制度でございますが、これは消防団員の確保を図り、市の消防力の強化を図るということを目的といたしまして、消防団員が物品等購入されるときに商店などに団員証をお示ししていただきますと、優遇措置などのサービスの提供を受けるということができる制度でございます。

この制度につきましては、昨年度より実施を始めてきておりまして、市の商工会やモレラ岐阜の各テナントにこれまで参加依頼を行ってまいりました。現在、18の事業所をサポート事業所ということで指定させていただきまして、それぞれ事業所の皆さんに御協力をいただいているところでございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

これからは現在もそうですが、いわゆるサラリーマン団員が多くなっていると考えております。こうした団員の雇用事業所の理解も得る必要があるのではないかと、そんなことを考えております。このサポート事業のほかに、団員の確保と防災力強化のためどのような取り組みをされていますか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

団員確保の一つということで、先ほど消防団のサポート事業がございましたが、これのほかに地域の消防力の、防災力ですね、これの充実強化を図るということで、これも先ほどのサポート制度と同様、昨年度からでございますが、本巣市消防団協力事業所表示制度というものを始めております。

これは消防団の活動に積極的に協力していただける事業所ということで、協力事業所という認定をさせていただきまして、それぞれまた表示用の看板も、こういったものをお渡しして、外に向けてこういった協力事業所ですよということで、御協力をいただいているというところでございます。

現在、5つの事業所が認定をさせていただいております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

特に消防団員は、この家族の理解と協力が大きいと私は考えております。

そうした意味も含めまして、出勤率が非常に悪いところもある。そうしたことを考慮すると、いわゆるサポート事業とか協力事業所の表彰制度等もございしますが、例えば、出勤回数に応じて温泉の入浴券などを支給することや、また山岳遭難、いわゆる山地の搜索などには大変な苦勞を要するわけでございますが、現在市の消防団の規定によりますと、一律たしか2,000円かと思いますが、やはりそうした山岳遭難、山岳救助また搜索、非常に勞力を有し、これが2日、3日とかかる場合には、その事業所にも非常に御迷惑をかけるような状況でございます。

そうした中で、先ほど申しましたように、家族の理解とか協力が大きいということで、温泉の入浴券を出勤回数に対してやるとか、また山岳遭難の場合は費用弁償といいますが、その部分を少し考慮していただくようなことと、サポート事業協力店のさらなる拡充を願いまして、次の3番目の質問に入ります。

消防団員、機能別団員、応援隊の違いはそれぞれどう違うのか、また団員が減少する中で、応援隊の要綱を見直し、充実する考えについてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

消防団員、機能別団員、応援隊の違い、それと団員の減少する中で応援隊の要綱の見直しということの御質問でございますが、まず消防団員につきましては、日ごろの仕事の傍ら消防・防災等に関して活動していただいております。また機能別団員という方につきましては、特定の消防団活動にのみ御参加をいただいておりますというところでございます。

それぞれ消防組織法の規定に基づきまして、定員とか任免、給与、服務等に関し必要な事項が定められております。

また、消防団応援隊につきましては、消防団を退団された方の中から経験を生かして火災等の活動に御協力いただける方ということで、昼間の時間帯における消防団の機動力の強化を図るということを目的といたしまして、本巢市消防団応援隊要綱に基づき、現在任用させていただいております。

消防団員の定員や出動状況につきましては、さきの御質問で御答弁させていただいたとおりでございます。

消防団応援隊につきましては、現在各地域10名以内ということで要綱を定めておりまして、現在、根尾地域で9名、本巣地域で5名、糸貫地域で7名、真正地域で9名の方々に消防団で培った知識と技術を生かし、活動いただいているところでございます。

消防団員、機能別団員、応援隊の違いにつきましては、大きく分けまして被服等の貸与と報酬の支給の点でございます。この消防団応援隊につきましては、現在ヘルメットのみのお貸与としておりまして、また水火災ですね、それら訓練等の職務に従事された場合には、消防団員と同様に費用弁償を支給しておりますが、報酬につきましては支給をしておりません。

議員の御指摘にもありましたように、平日の昼間の時間帯の対応、これが一つの課題というふうになっております。消防団員の中には、この市の管轄区域外に仕事につかれています方が多く、地域防災力の低下ということが課題というふうには考えられます。

こうした中で、消防団応援隊を機能別団員として位置づけ、消防団員の定員確保に努めてはどうかという御提案でございますが、消防団員の定員等につきましては、今後検討する必要があるかというふうには考えておりますが、消防団の応援隊を機能別団員として位置づけることは、消防団員の定数内ということになってきますので、消防団員の各分団の定員の減少につながることでとか、訓練活動などの課題もございます。消防団活動の運営面というところで難しいのではないかとというふうには考えられますので、引き続き消防団応援隊として無理のない範囲で御理解と御協力が得られればというふうには考えております。

いずれにいたしましても、団員の確保対策として消防団活動のPR、事業所の協力体制の確保など、引き続き団員として動きやすい環境づくりに努めるとともに、地域自治会の御理解と御協力を賜りながら、消防団員の確保に努めてまいりたいというふうには考えております。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

私、これからちょっとお聞きしようと思ったことを、応援隊を機能別団員にするということは、まだ私、したらどうかということは、これから聞こうかなと思っておったやさきに言われましたので、それはよくわかりました。

ただし、応援隊の意識高揚などを考えると、やはり制服貸与、服装の統一などで、またそれと定員でございますが、先ほど申しましたように、それぞれ地区ごとに10名ずつということでございますが、やはり団員が少ないから応援隊も必要に応じて市のほうで要綱を定め設けたと思うんですが、この地域ごとに10名ずつということが、どうも納得がいかない部分でございます。そうした中で、例えば制服、また服装の統一を図り意識高揚を図る。またそうした団員の要綱で定められております団員数、それぞれ分団の団員数を何も分団ごとに定める必要は私はないと、こんなふうに思っ

おりますので、そうした要綱の見直しが可能かどうかということをお尋ねをしておるわけでございます。

それと、またただいま応援隊を機能別団員にするということは消防法でということでございますが、やはり団員が少なくなるということは将来、特に根尾地域におきましては、団そのものがその自治会によっては存続が難しくなってくるというときには、やはりカウントとして数えることができる機能別団員というものを考えていくべきではないかと、こんなふうに思っておりますので、そうしたことが、やはり過疎化がますます進む中で将来は考えていかななくてはならないのかなと、こんなふうに思っておりますが、そうした検討はされていくのか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村君。

総務部長（川村登志幸君）

ただいまの御質問、現在の要綱でいきますと各地域10名以内ということで要綱を制定しております。

議員さんの御提案は別に10名にこだわらずに、それぞれ地域に応じたということでおっしゃってみえるというふうに思います。

そういったものも含めまして、この消防団の応援隊要綱の見直しということでございますが、まさに今お話しございましたように、地域の人口、減少するということもございます。こういった地域の人口ですとか、あと保有する消防力ですね。消防車等の消防力でございますが、こういったものに応じましてOB団員の方、それから補助団員といったような方のあり方につきましても、要綱の見直しも含めまして総合的に検討していく必要があるということは考えております。以上です。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

1項目めはこれで終わりました、次に大きい見出しの2項目めでございます。

本巢市北部地域の境界保全整備の取り組みについてお尋ねをいたします。

地籍調査は御存じのとおり、明治時代の地租改正時につくられた公図が半数を占めており、境界や形状が現状と異なることが多く、また登記簿に記載された面積も正確でない場合が多く、昭和26年から新たに地籍調査が行われております。我が国全体で約50%の進捗率で、特に人口の密集してある都市部及び山村部の林地において進捗していないのが現状でございます。

また地域別に見ますと、関東、中部、近畿、北陸の各地で大幅におくれており、岐阜県では全国で低いほうに位置し、15%となっております。市北部地域、特に根尾地域においては、土地所有者の高齢化が進み、加えて地元に住居しない不在地主が増加しております。つまり、土地の境界について詳しい人が少なくなってきております。さらに、農地や山林の手入れが十分行われず、荒廃が

進み、土地の境界がわかりにくくなり、境界に関する人証、物証が失われつつあるのが現状でございます。

そうした意味でも、境界の明確化が急がれております。また広大な面積の山林では、地籍調査は人的面や経費面などを考慮すると気の遠くなるような年月を要するのではないかと思います。しかし、山林では境界不明確が森林施業の集約化や路網整備などの森林整備に支障が発生し、指摘もされております。山林におきましては、D G P Sを活用した境界現況図を作成することは、後続の地籍調査事業の円滑な実施、土地境界の混乱、不明確化進行防止や的確な森林整備の促進などの効果が期待できます。

私は、平成21年3月議会一般質問で山村境界保全事業を活用した山林の境界明確化についてお尋ねをしました。そのことを踏まえながら、今回も山村境界保全事業や山村境界基本調査などの活用を必要と考え、2点についてお尋ねをしたいと思います。なお、山村境界保全事業におきましては、平成22年度に山村境界基本調査に事業が変わり、新たに山村境界基本調査が創設された事業でございます。

最初の 現在本巢市の地籍調査事業の地域ごとの進捗率と計画工程は、また森林の地籍調査事業の進捗率と計画工程について産業建設部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

お尋ねの本巢市の地籍調査の進捗状況についてお答えをいたします。

本市における地籍調査の進捗率は、平成24年度末で18.9%となっております。県内平均の15.2%に比べるとやや高くなってはおりますが、全国平均の50%を大きく下回っている現状でございます。

地域ごとの進捗率につきましては、糸貫地域が23.2%、真正地域が3.6%となっております。また、森林における進捗状況につきましては、39.8平方キロメートルとなっており、本市の森林面積のうち国有林を除いた13.9%が調査済みとなっております。

先ほどちょっと根尾地域を飛ばしたかと思いますが、根尾地域が2.4%、本巢地域が99.8%でございます。失礼しました。

この結果は、合併以前の旧町村ごとの取り組みぐあいにもよりますが、北部地域につきましては、根尾地域を中心に面積が広大であることや、地籍調査の実施に大変な手間と時間を要するため、調査しようとする機運が高まりにくいことなどの影響を受けて、山村地域の進捗率は低い傾向となっております。

平成22年に国が閣議決定いたしました第6次国土調査事業10カ年計画では、地籍調査の一層の促進を図るため、緊急に実施すべき地域を絞り込み、優先的に地籍を明確にするとした目標が掲げられております。本市では、御指摘の北部地域におきましても、担当職員の体制や本市の財源、国及び県補助金の採択を加味しながら、地籍調査を進めておりますが、土地利用が顕著な宅地や農用地

を含む地域を優先しているのが現状でございます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

再質問を行います。

ただいまのお答えによりますと、旧本巢町、並びに旧糸貫町が県平均を上回っておる。そして旧本巢町におきましては、ほとんど地籍調査が完了しているというような状況でございますが、私の考えでいきますと、やはり地籍調査は高齢化や不在地主の増加など境界の人証、物証が失われる要素が大きい山間地域を優先することが必要と私は考えます。

また現在山間地域では、宅地や農地などの地籍調査が行われておりますが、これは本当に今部長が申しあげましたように、南の農地とかそちらのほうを優先しておるということでございますが、ましてや山林まで行うことは、やはり費用面、また手間の面から今の段階では困難であることは重々承知をいたしておりますが、しかし、先ほどから申し上げますように、人証、物証が失われる要素が大きい地域では、やはり何らかの方策を立てていかななくてはいけないということで、私は21年の3月議会で質問をしたわけですが、これが22年から山村境界基本調査と国直轄事業を利用した境界明確化事業が発足をいたしております。

現在22年度から31年度までが第6次計画期間でございますが、その第7次計画を見据えながら、山村境界基本調査が国交省のほうで採択可能であるならば、第7次計画でも根尾地域の優先的な地籍調査と山村境界基本調査事業を組み合わせた計画はこれからやっていけるのか、その点についてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

北部地域における土地所有者の現状を踏まえ、今後の現地調査をどのように進めていくかというような御質問かと思えます。

平成31年度までの本市第6次10カ年計画では、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、土地利用が顕著な宅地や農用地といった平地を先行して調査を進めているところでございますが、根尾地域においても主に平地を進めている状況でございます。

平成32年度以降の第7次10カ年計画では、議員御指摘がありました山村地域における土地所有者の高齢化や不在化が進行しているといった現状を十分に考慮いたしまして、平地に限定せず林地などの山林を含め、総合的に実施地区の選定を行うよう今後さらに検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

いろいろ地籍調査と山村境界保全基本調査などところどころが、区別してしゃべっておるつもりでございますが、なかなか区分が難しいかと思いますが、産業建設部長におきましては、ただいまの答弁のふうで結構でございますが、どうかそうした特に入証、物証が失われる要素が大きいこうした山間地域においては、6次計画ではこれ以上のことを求めても無理かと思いますが、できることであれば、7次計画には今御答弁のとおり、そうしたことを考慮しながら7次の計画を立てていただきたいなど、こんなふうに思います。

それでは、の質問を行います。

これも先ほど質問しておりましたことでございますが、これは私が申し上げておるのは、地籍調査ではございません。山の境界が不明確になっていくということから、こうした国の直轄の有利な事業を使ってやる考えがあるかということで、の山村境界保全事業や山村境界基本調査を行う考えがあるかということをお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を林政部長に求めます。

林政部長 洞口義明君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

では、山村境界保全事業及び山村境界基本調査を行う考えについてお答えさせていただきます。

山村境界保全事業は、基本調査の試行期間としまして、平成16年度から平成21年度まで実施されてきましたが、平成22年度からは山村境界基本調査として実施されております。

地籍調査の基礎とするために行う基本調査として位置づけられております国土交通省の直轄事業であります。事業実施に際して地方公共団体の費用負担はございませんが、事業実施後5年から9年を目安に地籍調査を予定する必要があります。今後、地籍担当部課や関係機関との連携を密にしまして、事業計画について調整を図っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

前回と同じような答弁でございますが、平成22年の3月議会で、私は山村境界保全事業、これは22年に今部長が申しましたように山村境界基本調査に変わっておりますが、この事業の導入についての質問をいたしました。

そのときの議事録を読みますと、測量精度が低いため、今のところ地籍調査では認められておりません。しかしながら、平成21年度に基準点測量業務の事業が創設されるなど、測量精度も向上していることや、事務の合理化などの面から、近い将来この事業も地籍調査で認められるような

動きもあるということでございますので、今後、認められた時点で検討したいと考えておりますという御答弁をいただいておりますが、これが21年度の3月議会、22年度にいわゆる山村境界基本調査が創設されまして、国土交通省直轄事業として簡易な手法により広範囲の境界情報を調査・保全することで、後続の地籍調査に活用でき、効率的な地籍調査が可能となりました。

また、22年度が第6次地籍調査計画年度の年度当初でございます。そうしたことから、こうした質問が反映されまして、地籍調査所管部と連携、協議、検討をされたのか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を林政部長 洞口君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

山村境界基本調査の取り組みについてお答えさせていただきます。

平成22年度から地籍調査の基礎とするために行う基本調査として位置づけられました山村境界基本調査が国土交通省の直轄事業としまして創設されましたが、地籍所管部との取り組みとしましては進んでおりません。

今後におきましては、所管部や関係機関との連携を密にしまして、調整を図って努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

調査が進んでいないということなのか、検討をされなかったのか、検討をされなかったのなら、検討されなかったで結構でございますが、進んでないということは検討しなかったという解釈で結構でございますか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を林政部長 洞口君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

そのようになりますので、申しわけございませんでした。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

ただいまの部長の答弁では、5から9年以内に地籍調査の義務づけがありますということでございますが、やはり6次の地籍調査計画と併用しながら境界明確化が検討されなかったということは、非常に私は残念に思っております。

しかし、今後地籍所管部と関係機関と連携を密にしまして調整を図っていきますとのことでございます。またこうした事業におきましては、新たに水源林境界明確化促進事業も森林環境税で25年

度から創設をされております。

こうしたことも含めながら検討されることを申し添えておきたいと思えます。

けさほど黒田議員が里山の整備ということで熱弁を振るっておりました。やはりこうした里山の開発をするにしても、1筆計上が1筆当たりの面積が少ない山林が特に里の近くでは多くある。そうして不在地主がどんどんふえていき、山林が荒廃しておるということを踏まえますと、こうした直轄事業を利用しながら、一日も早い境界の明確化を行っておくことが、そうしたいろんな事業を取り入れる場合においても大変有効になってまいりますので、どうかその点を含めまして検討されることを申し添えまして、この件につきましては質問を終わります。

3番目の高尾谷林道の橋梁整備についてお尋ねをいたします。

高尾谷の流域面積は、約750ヘクタール余りで、良好な森林形成のために現在も森林整備が進められております。しかし、最近では林業の機械化も進みつつあり、効率的な森林整備には作業道の狭小部分の改良も必要でございます。

高尾谷林道の今回質問の橋梁は、橋梁の老朽化に加え、路線に対しましてクランク状に架橋されて幅員も大変狭く、間伐材搬出などにも困難を生じております。

この橋につきましては、合併以前に中部電力が三岐幹線工事に林道を使用した際、大型車の通行確保のため架設に補強をし、中部電力が通行をいたしておりましたが、将来のためを思い、4,000万円弱の橋梁のかけかえ原資をいただき、国・県補助事業で計画をされましたが、残念なことに諸般の事情で事業が遂行できなく、合併に至ったと記憶をいたしております。

先ほど申し上げました老朽化も進み、森林整備の効率化を考えますと、次の1点についてお尋ねをいたします。

この橋梁の整備予定と時期はどのようになっているのか、林政部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を林政部長に求めます。

林政部長 洞口君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

では、林道高尾谷線の橋梁にかかります今後の整備予定と実施時期についてお答えさせていただきます。

この橋梁につきましては、平成19年度に土地所有者の同意が提出されたものの、一部地権者の同意が得られなかったため保留してまいりました。

ことしになって、残り地権者の同意書が提出されましたが、まだ確認事項が残っておりまして、関係者との調整を図る必要があると考えておりますことから、今後、用地等を含めまして課題が解消されれば、県の担当部署と補助事業採択についての協議、また市の事業計画変更の手続等を進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁は、その後整備計画に上がっていなかったが、諸々の事項が解決できれば、整備計画に上げ、補助事業採択に向け取り組まれるという解釈でよろしいでございますか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を林政部長 洞口君。

林政部長兼根尾総合支所長（洞口義明君）

一応そのように取り組んでまいりたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

それでは、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、続きまして11番 村瀬明義君の発言を許します。

11番（村瀬明義君）

では、通告に従いまして質問をさせていただきます。

これからの将来に向けての農業についてお尋ねをいたします。

農水省は、農地中間管理機構（仮称）を整備活用し、担い手への農地集積や耕作放棄地の解消を加速化させ、農地のフル活用を目指しています。

なお、機構とは農地の中間受け皿となる組織で、分散して集約化する必要がある農地の受け手がすぐに見つからない農地などを借り受け、必要な場合には、機構の負担で基盤整備などの条件整備を行い、担い手にまとまりある形で農地を利用できるよう貸し付けを行うと聞いております。

その機構を十分に活用するため、市町村やJAとが機構の一部業務を受託することや、人・農地プランの作成を推進することが必要との方針が出されております。

そこで、質問をいたします。

本巢市として、将来の農業施策はどのように考えておられるか、産業建設部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

これからの将来に向けての農業についてという御質問についてお答えをさせていただきます。

本巢市の農業につきましては、自然、経済、社会的、地理的条件に恵まれ、順調に発展をしま

いりましたが、近年の都市化と経済情勢の変化や農業者の高齢化などによりまして、農地の流動化が進んでおります。

しかし、中山間地域においては、基盤整備のおくれや鳥獣被害の増加などの理由によりまして、利用集積が進まず、一部遊休農地となっている現状がございます。

このような地域の農業の競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現するために、平成24年度に本巢市を5つの地域に分けた人・農地プランを作成し、将来に向けて地域の中心となる経営体の育成支援として資金借入金の無利子化をした法人1件、それ以外の農業者への支援として農地集積協力金を28人の農業者に支出し、13万平方メートル余りの農地が集積をすることができました。さらに、新規就農者の3人に対する支援として、青年就農給付金を行い、就農意欲の喚起と就農の定着化を図ってまいりました。

今年度、国の施策であります攻めの農林水産業により、地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに基盤整備が行われておらず、担い手への農地の利用集積の妨げとなっている地域において、農地の中間的受け皿、県農地中間管理機構、先ほど議員おっしゃいました仮称でございますが、整備活用により、耕作放棄地及び放棄が見込まれる農地を受け皿が借り受け、基盤整備等の条件整備を行った上で、まとまりある形で担い手に貸し付けることで、農地集積を加速させる政策手法が提示されております。

具体的な事業はまだ提示されておりませんが、市としても事業に参加し、活用していくことで農地集積と耕作放棄地の解消を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今、農地中間管理機構ですか、そこで一応農地を集約し、また借り受けてそこで整備をして、それから担い手に集積するとかいうことなんですけれども、これ今までの経過を見ますと、それぞれ担い手として農地、いろいろ農協（JA）を通じて行っているんですけれども、結構個々の的にというか、ちりちりばらばらになっているんですね。そういう中にもありますし、そして農地、すぐ隣でも畦畔があって一緒にしていけないと。一応これに対しての畦畔を取り巻く助成の金額は出しているんですけど、なかなか貸し主と話ができないと、そういうことでなかなか大区画にしていけない。そういうような状態に今なっているんですね。

今度はこういう機構ができますと、そこの中でやっぱりJAと市町村が中に入って、そういうものもまとめて畦畔は抜くとか、何かそういう状態をしておいて貸し主に貸すと、担い手のほうにね。これはまたこの主眼としては今までの担い手、個々の担い手というのじゃなしに、やっぱり農業法人とか大家族経営ですか、そういうものを推奨している施策だと思うんですね。

そういうことも考慮に入れながら、こういう施策を取り入れてやっていただきたいなあと思うん

ですけど、そのこのところのこの集約とか個々の畦畔を取り巻く貸し主とか借り主の中も入っていただけるかどうか、そういうことはどんなものですか、お聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長 大熊君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

議員おっしゃいましたように、畦畔の取り除きについては市の補助がございます。

ところが、実際には御承知のようにその農地の集約、なるべくその担い手の方をその地域に、例えば農地を集約しようと思っても、今のところ図面を見た中でも何人かの方が、大勢の方がお見えになりますが、ばらばらの状況で、なかなかその担い手の方に集約するというのが今のところできておらない状況でございます。

それにつきましては、今後担い手の方との話し合い、あるいは市、JAも中に入った中で、今後進めていくことが必要だというのは、いつも私も感じているところでございます。

今の新しい県の中間管理機構につきましては、いまだ具体的な内容が明示されていない状況でございます。それにつきましても、今後、その事業の状況を把握しながら県でつくられるのか、あるいは市のほうでつくるとかということもまだ決まっていない状況でございますので、そういうものを国においても県においてもその農地の集約というか、借りるだけではなくて、その担い手の方で地域ごとに集めていくというか、法人もそうですけれども、そういうことが必要というのは、重々御承知のことと思いますので、そういう部分を含めて今後、対応をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

今お話ししましたそういう集約に対しての対応も、この施策がきちっとできれば対応するというのを言っていただきましたので、今後やっぱり担い手と借り主だけではなくなかなか話ができないもので、やっぱり中間的なJA、それと市町村が入っていただいて、そしてそこで集約すると、この施策をもとにして今後やっていただきたいと思います。

そして、新しい新規就農、今担い手でも結構な年齢の方が多くやっています。若い人が入るにはやっぱり魅力的な農業にしなくてはいかんもので、やはりそこら辺はJA、市町村が中に入って、こういう方針で国のほうから出ていますので、こんな方向でいきたいと、いきますというような意気込みでやっていただきたいと思います。

そういう心構えでよろしくお願ひしたいと思って、要望としておきます。

続きまして、次に移らせていただきます。

道州制についてなんですけれども、今回ちょっと新聞で見ましたら、道州制についての記事が記載されておりました。その中には、全国知事会では7月ごろに意見の集約、そして国会では参院

選後には中の検討に入っていきたいというような記事が出ておりました。

これは賛否いろいろあると思うんですけども、やっぱりそれに対してのこの前の新聞では県知事言葉も載っておりましたけど、本巢市の市長さんとしてのお考えを少しお聞かせをいただきたいと思いますので、お願いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、道州制につきまして御質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

ちょっと経緯ですかね、今までの動きのほうを少し前段のほうで御説明申し上げたいと思いますけれども、道州制につきましては、これまでも第28次の地方制度調査会の答申ですとか、道州制ビジョン懇談会の中間報告というようなものがございまして、国レベルにおきまして道州制の導入に向けた動きがございました。しかし、こういった報告とか答申等々でございまして、その後法案の提出というような形の具体化には至っておりませんでした。

その後、平成24年8月の大都市地域における特別区の設置に関する法律、この大阪の維新の先生方が大変お力をやって、国のほうでもこういった法律ができたわけでございますけれども、それを契機に、国と地方のあり方について国や地方等において議論が今なされております。また、自民党を初めといたしまして、複数の政党におきまして道州制についての道州制基本法の制定ということを目指して、そういった検討が今進められております。

こうした国レベルの動きに対しまして、先ほど議員のほうからも御指摘ございましたけれども、全国知事会が今強硬にいろいろとお話を申し上げております。それはやはり都道府県を目標にしたというような形で、単なる都道府県の廃止論ではないかというようなこととすとか、中央省庁ですとか国の出先機関でどういうふうに束ねるかというようなことも県を廃止したときに、そういう国の出先機関とどういう形になるのかというようなことも、まだ現在不明確だというようなことで、全国知事会は慎重な対応を求めておりまして、7月の全国知事会なんかでもこういった部分についての議論がまたされるというふうに今聞いております。

また全国の町村長会もこの今回国のほうで動いている中に、人口が20万とか30万とも言われておりますけれども、そういった基礎自治体を中心に云々というような検討もされておることから、人口規模の小さい町村でございまして、全国町村長会というのは、人口が一定規模以上でなければ基礎自治体足りえないと、そういうような考え方というのはどういうことだという御意見を申し上げておりまして、やはり現存する町村というのは多様な自治のあり方をしっかりと残すべきじゃないだろうかと、これを否定するようなやり方というのは、ちょっと我々としては見過ごすことはできないよというようなことで、全国町村会も議長会も含めて大変反対をされております。

いずれにいたしましても、全国知事会、全国町村会等々もいろいろ御議論あって言っているとおり、まだまだ道州制の姿というのがなかなかイメージとしてまだ湧いてきませんし、我々も国と地

方との関係というのなかなかわからない今の状況でもございます。それと、道州制をやったときにはどういったメリット・デメリットがあるかということもまだ検討も進んでいない、そういう状況でもございまして、多くの課題が未解決の状態でもまだあるというふうに私は思っております。

いずれにいたしましても、私の市長としてどうだという御質問でございますので、私はやはり道州制というのは、国の形の根本にかかわるものでございますので、やはり全国知事会等が言っているように、やっぱり国と地方双方を再構築して、国と地方自治体の役割を明確にさせていただくというのが基本だろうと。そして基礎自治体としてしっかりとやれるような方策でやっていくという場合に、ちゃんとそういった基礎自治体に分権、しっかりと権限も与えていただいて、やはり真の分権社会を実現するような形のやはり道州制でなければならぬんじゃないだろうかというふうに思っております。

やはり給与の削減のところにもまた復元しますけれども、そんなような一方的にいろいろと国の指導のもとにいろいろとやられる、そういうような自治体の構成ではいかがかなというふうに思っております。やはり国の都合によります行財政改革とか財政再建の手段、そういう観点で道州制を考えていただくのは、あってはならないんじゃないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほど議員のほうからお話しございましたように、参議院選挙後に多分具体的な議論がもちろん参議院選挙の結果にもよるでしょうけれども、議論がこれから活発になってくるんじゃないかというふうに思っております。これをまた注視していかなければならないと思っております。

国のほうは、法案の提出も見据えて議論を今進めているという状況ではございますので、今後の我々も市町村もしっかりと道州制、県だけの話ではなくて、市町村にも大きく影響はしてくるということで関心を持って見守っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

村瀬君。

11番（村瀬明義君）

ありがとうございます。

気持ちをお聞きいたしましたので、今後動向を見て、そして対策を考えて進んでいきたい、検討していただきたいということで、お願いしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

本日は長時間にわたりまして御苦労さんでございました。

傍聴者の方にも最後までおつき合いをいただきまして、本当にありがとうございます。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

あす、6月18日火曜日午前9時から本会議を開会いたしますので、引き続き一般質問を行います。  
本日はこれにて散会をいたします。どうも御苦労さんでした。

午後3時29分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員